

給水装置に関する基準書

河内長野市上下水道部

目 次

I. 基本事項（総説）

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 工事の種類	2
4. 用途の種類	2
5. 給水の原則	2
6. 給水方式	3
7. 協議	5
8. その他	5

II. 構造及び材料

1. 給水装置の構造及び材質の基準	6
2. 給水装置の材料及び器具	6

III. 設計

1. 総則	1 2
2. 調査	1 2
3. 許可	1 3
4. 給水方式及び計画使用水量	1 3
5. 給水管及びメータの口径決定	1 3

IV. 図面作成並びに給水装置工事申込

1. 図面作成	2 3
2. 申込み	2 5
3. 設計審査	2 7
4. 道路占用許可申請	2 8
5. 穿孔立会	2 9
6. 竣工申込及び竣工検査	3 4
7. 水道使用開始届	3 5
8. 材料支給	3 5
9. 移管	3 5

V. 施工

1. 現場管理	・・・・・・・・・・・・	36
2. 土工事	・・・・・・・・・・・・	37
3. 給水管の分岐	・・・・・・・・・・・・	38
4. 止水栓等の設置	・・・・・・・・・・・・	42
5. 消火栓等の設置	・・・・・・・・・・・・	45
6. メータの設置	・・・・・・・・・・・・	46
7. 配管	・・・・・・・・・・・・	50
8. 構造材質基準の適合	・・・・・・・・・・・・	52
9. 通水及び自己検査等	・・・・・・・・・・・・	55

VI. 市納金等関係

1. 手数料	・・・・・・・・・・・・	56
2. 分担金	・・・・・・・・・・・・	58

参考資料等

基本図	・・・・・・・・・・・・	60
関係法令抜粋	・・・・・・・・・・・・	64

I. 基本事項（総説）

1. 目的

この基準書は、河内長野市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、河内長野市水道事業給水条例施行規程（以下「給水条例施行規程」という。）、及び河内長野市指定給水装置工事事業者規程（以下「指定工事事業者規程」という。）に規定する給水装置の設計と施工等に関して必要な事項を定めるものである。

ただし、本書では水道メータから給水栓までの給水装置の構造及び材質についての基本的な事項のみを記載しており、水道事業が構造・材質を指定するものではない。従って、給水装置工事主任技術者は、水道法及び関係法令等を遵守し、適正な判断のもと設計及び給水装置工事を行うこと。

2. 用語の定義

- (1) 「水道事業」とは、河内長野市水道事業をいう。
- (2) 「管理者」とは、上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (3) 「給水装置」とは、水道法【第3条第9項】の規定により、需要者に水を供給するために、管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことをいう。
- (4) 「指定給水装置工事事業者」（以下「指定工事事業者」という。）とは、水道法【第16条の2第1項】の規定により、給水装置の構造及び材質が水道法施行令【第6条】で定める基準に適合することを確保するため、水道事業の給水区域内において給水装置工事を適正に施工することができると認められ水道事業の指定を受けた者、または水道法【第25条の3の2第1項】の指定の更新をした者をいう。
- (5) 「給水装置工事主任技術者」（以下「主任技術者」という。）とは、水道法で定めるところにより、国土交通大臣及び環境大臣（令和5年度以前は厚生労働大臣）より主任技術者の免状の交付を受けた者のうち、指定工事事業者がその事業所における主任技術者を選任し、水道事業に届け出ている者をいう。

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令【第6条】に定める基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に関する管理者との下記に掲げる連絡または調整

- (a) 配水管から新たに分岐して給水管を設置する場合における、配水管の位置の確認に関する連絡調整
- (b) 水道法施行規則【第36条第1項第2号】に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
- (c) 給水装置工事を完了した旨の連絡（竣工検査）

3. 工事の種類

工事は、次の種類に区分する。

- (1) 新設工事
水道を使用するため新たに給水装置を設置する工事
※ 止水栓止めもこれに含む。
- (2) 改造工事
給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の一部原形を変える工事
※ 既設止水栓以降のすべてを変更する工事（家屋建替等）もこれに含む。
- (3) 修繕工事
給水装置の破損箇所を原形に修復する工事
- (4) 撤去工事
給水装置を配水管または既設給水管（以下「配水管等」という。）の分岐部から取り外す工事

4. 用途の種類

用途について、給水条例施行規程に基づき次のとおりとする。

- (1) 一般用
臨時用の用途以外の用に供するもの
- (2) 臨時用
工事その他の臨時の用に供するもの

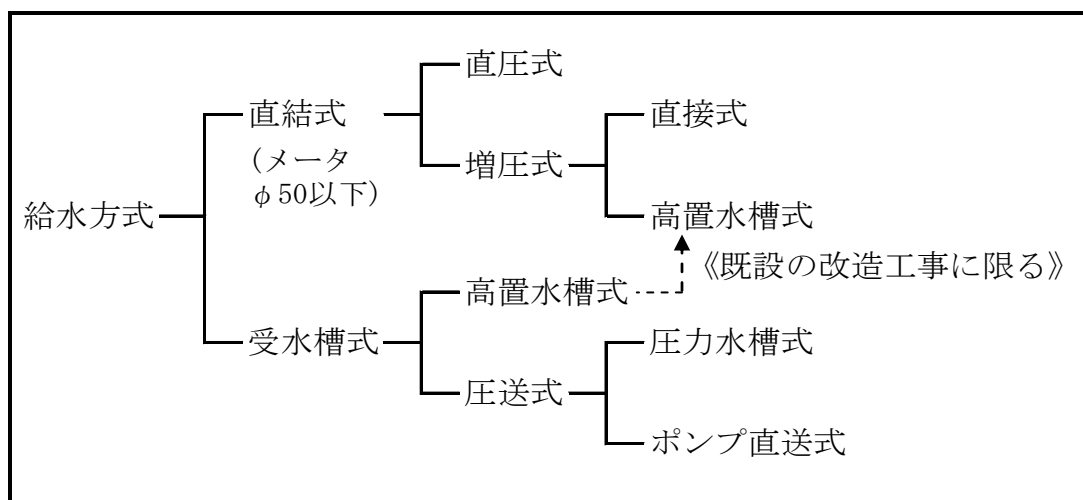
5. 給水の原則

- (1) 1敷地（宅地）、1引込管、1メータを原則とするが、使用者を異にする独立した建物が2つある場合は、1引込管で口径に見合った2つのメータを使用することができる。
- (2) 同一使用者が、同一敷地内で、同一目的に使用する2以上の給水対象物は、1給水方式を原則とする。なお、下記の例に挙げるものは1給水対象物とみなし、建物の棟数に関係なく1つのメータとする。

- (例) 学校・病院・工場・寮・娯楽場及びプール・倉庫・車庫・駐車場・独立した運動場・公園・浄化槽の希釈水・集合住宅の散水栓等
- (3) 常時人が立ち入れない場所、適正な維持管理が行えない場所等、後日問題が生じると水道事業が判断するものについては、給水装置工事は認めない。

6. 給水方式

給水方式には、直結式及び受水槽式があり、その方式は給水の高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し選定すること。



(1) 直結式

末端の給水栓まで、配水管の直圧またはブースターポンプの増圧を利用して給水する方式である。

直結式での給水は、下記に掲げる条件を満たしている場合に適用できるものとする。

- 給水対象物が表 I-1 に示す要件を満たしていること。
- 付近の需要家の水圧・水量に支障がないこと。
- 末端給水器具で最小動水圧 0.07MPa を確保できること。
- 配水管等の負圧時、給水装置から逆流が発生しても配水管等を汚染する恐れがないこと。
- フラッシュバルブ等、水道事業が直結不可と判断する器具が設置されていないこと。
- 水道施設の損傷等の緊急やむを得ない場合、給水の制限または給水の停止に応じることができること。

表 I - 1 直結式給水要件

	直圧式	増圧式
配水管口径	----	φ 75以上
給水管口径	φ 75以下	
メータ口径	φ 50(ユニオン式)以下	親メータ φ 50(フランジ式)以下
建物の階数	4階(高さ12m)以下	10階(高さ30m)以下
住宅等の 給水戸数上限	給水管分岐の特例(P.16)に準ず	70戸程度
事務所等の 規模の目安	1,000㎡程度 (在勤者200人程度)	2,000㎡程度 (在勤者400人程度)
配水管の 最小動水圧	2階建て以下 0.15MPa以上	0.25MPa以上
	高さ9m以下 0.25MPa以上	
	高さ12m以下 0.30MPa以上	
ブースターポンプ	----	呼び径 φ 50以下

※水道事業の認める給水対象物（プール等）の場合で流量調整器等を設置し、水道事業の指示する流量以下で使用する場合は、この限りではない。

上記を満たさない場合であっても、申込者が水圧・水量の低下について認識があり、承知している旨の誓約書（様式第4号）を提出したときは、給水対象物の内容（規模、使用形態）等を考慮に入れ、直結式を認めることがある。

(2) 受水槽式

受水槽に一旦貯留し、高置水槽、圧力水槽またはポンプ直送で給水する方式である。

受水槽式での給水は、以下の場合をはじめとして、別に定める「受水槽式に関する基本書」によるところとする。

(a) 一時に多量の水を必要とするため、直結式では配水管の水圧及び水量に支障をきたすことが考えられる場合

(b) 配水管の断水時であっても、必要最小限の給水を確保する必要がある場合

(例) 病院、24時間営業の店舗、連続的に給水が必要な冷凍機・空調機・医療器具・その他特殊機器類を使用する事業所等

(c) 汚染及び危険の恐れのある施設もしくは機械器具類に、給水管を直接接続する場合

- (d) 類似施設との比較または水理計算により、直結式給水要件を満たさないことが見込まれる場合
- (e) その他、水道事業が指示する給水対象物

(3) 併用式

異なる給水方式の併用は、原則的には禁止する。ただし、「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」及び「受水槽式に関する基本書」に記載するところにより、水道事業が特例措置として認めることがある。

7. 協議

設計審査の重要な部分については、給水装置工事申込時に管理者と協議すること。なお、協議を必要とする給水装置工事は、下記のとおりとする。

- (1) 河内長野市開発事業の手続きに関する条例に係るもの
- (2) 3階建て以上の直結式給水装置工事
- (3) 受水槽を設置する給水装置工事
- (4) 口径φ25以上の給水主管の布設を伴う給水装置工事
- (5) メータ口径φ25以上の給水装置工事
- (6) 市へ移管する給水装置工事
- (7) スプリンクラーを設置する給水装置工事
- (8) その他管理者が協議を必要と認める給水装置工事

8. その他

給水装置の設計及び施工等について、この基準書及び関連規程等によりがたい事項、定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、管理者の指示するところとする。

関連規程等

- ・河内長野市開発事業水道施設基準書 (河内長野市水道事業)
- ・増圧式及び3・4階直結式に関する基本書 (河内長野市水道事業)
- ・受水槽式に関する基本書 (河内長野市水道事業)
- ・水道工事仕様書 (河内長野市水道事業)
- ・直結式スプリンクラー設置に関わる基準 (河内長野市水道事業)
- ・給水分担金等に関する運用規程 (河内長野市水道事業)
- ・給水装置工事技術指針 (給水工事技術振興財団)

II. 構造及び材料

1. 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質は次のとおりとする。(水道法施行令【第6条】)

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染されまたは漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れまたは受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

2. 給水装置の材料及び器具

給水装置の材料及び器具は、表Ⅱ-1～表Ⅱ-4のとおりとし、日本産業規格(JIS)の検査合格品あるいは給水装置に係る第三者認証機関の認証品を使用することを基本とする。

給水装置にかかる第三者認証機関

- | | |
|-----------------|--------|
| ・(公社)日本水道協会 | (JWWA) |
| ・(一財)日本ガス機器検査協会 | (JIA) |
| ・(一財)電気安全環境研究所 | (JET) |
| ・(一財)日本燃焼器具検査協会 | (JHIA) |
| ・(株)ユーエル・ジャパン | (UL) |

上記以外の材料及び器具を使用するときは、水道法施行令【第6条第2項】の規定に基づく給水装置の構造及び材料基準に関する省令の基準を有することを証明する書類を提出のうえ使用することができる。(自己認証品)

(例) ISO(国際標準化機構)9001の規格への適合証明書

ただし、配水管からメータまでの給水装置工事については、災害復旧工事や漏水修繕の円滑な実施を目的として、表Ⅱ-1以降に挙げる材料を使

用することを基本とする。

管及び継手類の接合方法並びに弁、栓、器具類の設置方法については各メーカーの仕様に基づいて行うこと。

なお、給水装置として使用する青銅合金製品については、接液部のすべてが鉛レスであること。

表Ⅱ－１ 分水栓～メータ関連品

品名	形状・口径	材質・規格	摘要
サドル付分水栓 VP,CIP・DIP用	φ13～φ25 ボール型 日水協型分止水栓継手	分水栓部 青銅合金製 サドル部 FCD製エポキシ粉体塗装品 JWWA B 117	铸铁管には密着コア使用
	φ40、φ50 ボール型 分止水栓用VP伸縮継手	プレスジョイント	
サドル付分水栓 PE用	φ13～φ50 ボール型 メカ式サドル 分止水栓継手	分水栓部 青銅合金製 サドル部 FCD製エポキシ粉体塗装品 JWWA B 136	
割T字管	ソフトシール弁型 小口径本管はシーバー弁可 (内ネジ型、フランジ型)		水道事業指定箇所を使用 防食コアを使用すること
第1 止水栓	ボール弁	φ13～φ25 蝶ハンドル 90° ベンド付	青銅合金製 スピンドル長さ： ボール中心より10cm
	青銅ソフト 仕切弁	φ40、φ50 丸ハンドル式、キー式	青銅合金製 管用平行ネジ φ50は宅地内のみ使用可 丸ハンドルは宅地内で使用 キー式は道路上またはハンドル が深くなる場合に使用
	ソフトシール 仕切弁	φ50以上 キャップ式	FCD製エポキシ粉体塗装品 ビニル用両受けメカ継手型 受け挿しまたは両受けGX継手型
第2 止水栓	メータ伸縮 甲型止水栓	φ13～φ50 ユニオン式メータ用 トンボハンドル	青銅合金製 1次側：管用平行ネジ 2次側：メーター直結伸縮継手
メータユニオン VP用	φ13～φ50 袋ナット	シモク：HIVP 袋ナット：青銅合金製	メーター2次側にガイド ナットを使用しないこと
止水ユニオン VP用	φ13～φ25 止水栓用 袋ナット、ガイドナット	シモク：HIVP 袋ナット、ガイドナット：青銅合金製	
止水ユニオン VP用	φ40、φ50 止水栓用 ガイドナット	シモク：HIVP ガイドナット：青銅合金製	
止水栓ボックス p.74参照	φ13～φ25に適用 蓋径φ150以上 枠高さH=250	蓋：FCD製 枠：FCD製、荷重がかからない場合は 樹脂製も可	水道用止水栓ボックス JWWA K147 3号A型を基本と する
舗道用ボックス p.75参照	φ40、φ50に適用 16型	鉄蓋付コンクリート枠、蓋径160mm、H= 400mm、スラブ コンクリート	
メータボックス p.74参照	φ13～φ40及び ユニオン式のφ50	PET樹脂その他の樹脂製または铸铁製 で、使用場所に応じた十分な耐荷重、 耐候性能を備え、右に掲げるメータ設 置スペースを確保できる大きさであるこ と	φ20以下： 350×210×H220以上 φ25： 400×220×H230以上 φ40： 500×270×H260以上 φ50： 570×300×H300以上
	フランジ式φ50以上は水道事業と協議の上決定		p.63参照

主要なメーカーは「表Ⅱ－５」参照

表Ⅱ－２ 管及び継手類

品名	使用箇所・口径	材質・規格	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管1種 (DIP内面粉体塗装管) 水道用ダクタイル鋳鉄異形管	公道横断、縦断 宅地内埋設 (基本φ75以上)	JDPA G 1049 JDPA Z 3001 JDPA G 3004	GX型を基本とする 既設管接合部等はK型使用可
水道配水用ポリエチレン管(PE) 水道配水用ポリエチレン管継手	公道横断、縦断 宅地内埋設 (基本φ75以下)	JWWA K 144 JWWA K 145	使用する場合は水道事業と協議 すること
水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質 塩化ビニル管(HIVP-RR) 水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質 塩化ビニル管RR継手	公道横断、縦断 宅地内埋設 (基本φ50以下)	JWWA K 129 JWWA K 130	曲管部及びその前後の継手に離 脱防止金具を装着すること
水道用耐衝撃性硬質塩化 ビニル管(HIVP-TS) 水道用耐衝撃性硬質塩化 ビニル管TS継手	公道横断、縦断 (φ40以下) 宅地内埋設 (基本φ50以下)	JIS K 6742 JIS K 6743	φ40を国府道、交通量の多い市 道に埋設する場合はRR継手とす る
水道用ポリエチレン管 (1種二層管) 水道用ポリエチレン管 二層管用継手	公道横断、縦断 給水引込用埋設 (φ25以下)	JIS K 6762 JWWA B 116(テーパ)	
水道用硬質塩化ビニルライニング 鋼管(VLP、SGP-V) 水道用硬質塩化ビニルライニング 鋼管 管端防食継手、防食コア	公道横断、縦断 (基本φ50以下)	JWWA K 116 SGP-VA 一次防錆塗装 SGP-VB 外面亜鉛めっき SGP-VD 硬質PVC被覆 (WVLP)	屋内配管、屋外露出配管につい てはSGP-VBまたはSGP-VD、多 湿環境下や貫通部、地中埋設配 管についてはSGP-VDを使用す ること
水道用ポリエチレン粉体ライニング 鋼管(PLP、SGP-P) 水道用ポリエチレン粉体ライニング 鋼管 管端防食継手、防食コア	公道横断、縦断 (基本φ50以下)	JWWA K 132 SGP-PA 一次防錆塗装 SGP-PB 外面亜鉛めっき SGP-PD ポリエチレン被覆 (WPLP)	屋内配管、屋外露出配管につい てはSGP-PBまたはSGP-PD、多 湿環境下や貫通部、地中埋設配 管についてはSGP-PDを使用す ること
伸縮可とう継手 伸縮可とう管	コンクリート埋設部の 前後、貫通部配管 等	φ40以下 青銅合金製 φ50以上 FCD製、内面 エポキシ粉体塗装品及び 同等品	

表Ⅱ－3 弁、栓類

品名	使用箇所・口径	材質・規格	摘要
水道用ソフトシール仕切弁	φ75以上 φ50	JWWA B 120 FCD製エポキシ粉体塗装品 右回り開き	受け挿しまたは両受けGX継手型 ビニル用両受けメカ継手型
消火栓	単口φ75 フランジ	JWWA B 135(ボール式) JWWA B 103(ケレップ式) 内外面粉体塗装 左回り開き	ケレップ式を基本とする
急速空気弁	φ13～φ25 ねじ込み形、フ ランジ付ねじ込 み形 φ75以上 フランジ形7.5K	JWWA B 137 JIS B 2063	管径φ300以下の管路では小型 空気弁(φ13～φ25)の使用を原 則とする
補修弁 (主に消火栓、空気弁用)	φ75×H100 キャップ式ボ ール型	JWWA B 126	
逆止弁	φ13、φ20、φ 25 φ40、φ50 φ75以上	青銅合金製、φ50以上は SUS、FCD製 リフト、スイング、ボール等の 自重式、ばね式、減圧式	使用形態、配管方法等により選定 すること
逆止弁付メータパッキン	φ13～φ40	ばね式	
水道用減圧弁(戸別給水用)	φ15～φ25	JIS B 8410 JWWA認証品	JWWA認証機器等に組み込まれ たものは除く
オートバルブ(減圧弁)	φ50以上	使用する場合は水道事業と 協議すること	
流量調整器 (主に受水槽方式で使用)	φ13～25 φ40以上	流量一定型(定流量弁) 流量可変型(流量調整弁)	メータ2次側に設置

主要なメーカーは「表Ⅱ－5」参照

表Ⅱ－４ その他の材料、器具類

品名	形状・口径	材質・規格	摘要	
各種ユニオン、テーパユニオン ジョイント類、各種ニップル類	φ13、φ20、φ25 φ40、φ50	青銅合金製		
メーター用補足管 (メーター用片落管)	φ20・25×φ13 φ40×φ25 φ25×φ20	青銅合金製		
各種 ボ ツ ク ス 類	舗道用ボックス	16型	鉄蓋付コンクリート枠、蓋径 160mm、H=400mm、スラブ コンクリート	
	仕切弁ボックス	25型(円形1号) 35型(円形2号) ハット式(レジコン積上げ 不可の場合のみ)	蓋、蓋受枠 FCD製 下樹、スラブ レジンコンク リート製、積上げ調整 VPφ250にて嵩上げ	鉄蓋は青色塗装、「水」と「仕切弁」が 表示されているもの 蓋受枠と下樹上部壁(A)の間に高さ 5cmの調整リングを設置すること
	消火栓ボックス	40×50	蓋、蓋受枠 FCD製 下樹、スラブ レジンコンク リート製、積上げ調整	鉄蓋は黄色塗装、「水」と「消火栓」が 表示されているもの 蓋受枠と下樹上部壁(A)の間に高さ 5cmの調整リングを設置すること
	空気弁ボックス	40×50	蓋、蓋受枠 FCD製 下樹、スラブ レジンコンク リート製、積上げ調整	鉄蓋は青色塗装、「水」と「空気弁」が 表示されているもの 蓋受枠と下樹上部壁(A)の間に高さ 5cmの調整リングを設置すること
ポリエチレンスリーブ (分水箇所保護カバー含む)	透明	JWWA K 158	水道管である旨と、管径が記載 されたもの、スリーブまたはビニ ルテープに埋設年度が表示さ れていること	
埋設標識シート	セイフティライン 幅 150mm 2倍折込品		ポリエチレンクロス製 地色 水色、文字 白色	
ロケーティングワイヤー			配水用ポリエチレン管布設時に 使用	
管路巻付テープ	塩化ビニル粘着 テープ 幅50mm	JIS C 2336 JIS C 2107	地色 水色、文字 白色	
水道用標示杭、標示ピン	杭 45×45×600 ピン 25×70 (目安)			

主要なメーカーは「表Ⅱ－５」参照

表Ⅱ－５ 主要メーカー

給水材料メーカー	ボックス類メーカー	流量調整器メーカー
栗本商事(株)	草竹コンクリート工業(株)	(株)エネゲート
(株)光明製作所	栗本商事(株)	ニデック大豊機工(株)
(株)タブチ	(株)ダイヤモンド	
東亜高級継手バルブ製造(株)	日之出水道機器(株)	
(株)日邦バルブ	前澤化成工業(株)	
前澤給装工業(株)	アロン化成(株)	
前田バルブ工業(株)	(株)グラントボックス	

その他、特殊品や主要メーカー以外のメーカー品を使用したい場合は、水道事業と協議し
了承を得ること。

Ⅲ. 設計

1. 総則

給水装置工事の設計は、調査から図面の作成までをいう。設計にあたっては、安全性や利便性、経済性等を十分考慮すること。なお、設計及び工事に係る技術に関する一切の事項は、主任技術者が行うこと。

2. 調査

指定工事業者は、申込者に給水装置工事の依頼を受けた場合は、主任技術者に現場の状況を把握するために必要な調査をさせること。

調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であるため、配水管台帳並びに給水装置台帳等を参照し、下記の事前調査及び現場調査を慎重かつ十分に行うこと。調査の不備に起因する問題は主任技術者が一切の責を負うものとする。

(1) 工事場所(町名及び地番または住居表示番号)及び給水区域の確認

(2) 配水管の状況(布設位置、管種、口径)

水道事業備え付けの配水管台帳及び給水装置台帳は参考図であるため、調査にあたっては必ず現場調査を行い、必要に応じて試掘を実施すること。

(3) 申請地の状況

① 既設給水管の口径及び引き込み位置

② 権利関係

③ 水圧

④ メータの設置位置

⑤ 引き込み工事が必要な場合、新設給水管の引き込み位置

⑥ 他人の土地または給水装置の使用の要・不要

(4) 申請地周囲の状況

道路掘削が必要な場合は、道路(通路)の種別(国道、府道、市道、里道、水路敷、私道等)、幅員等を調査すること。私道の場合はその所有者も調査すること。

また、舗装の状況(新舗装か否か)や舗装の種別も併せて調査すること。

なお、必要に応じ他の埋設管も含め試掘を行うこと。P.37(V.

1. 現場管理⑧) 参照

(5) 出水の確認

長期にわたって止水栓止めやメータ休止中となっている場合は、止水栓の位置及び出水状況を必ず確認すること。分水栓等のつま

りが判明した場合は、その給水装置を使用する者が修理を行うこと。

(6) その他、給水形態及び内容に応じ必要な調査を行うこと。

3. 許可

給水装置工事にあたり、次の場合は掘削及び占用に必要な許可を得ると共に、指示された条件を遵守して施工すること。

- (1) 河川、水路（敷）を通過するもの
- (2) 急傾斜地に配管するもの
- (3) 公有地を掘削または占用するもの
- (4) その他許可を必要とするもの

※民法第 213 条の 2・第 213 条の 3 関係

所有する土地に給水するにあたり、他の土地または他人が所有する設備を使用しなければならない場合は、民法第 213 条の 2 その他の法律上必要な手続きを経て工事を施工すること。併せて水道事業に所定の誓約書（様式第 6 号）を提出すること。

4. 給水方式及び計画使用水量

給水方式は、給水する高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定すること。計画使用水量は、給水管口径等の給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。また、同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

5. 給水管及びメータの口径決定

給水管及びメータ口径は給水装置工事の申し込みにより審査し、管理者が決定するが、審査に必要な計画使用水量及び設計口径は、主任技術者が算定するものとする。

(1) 設計基準

- ① 最小動水圧（設計水圧）でも需要のピーク時に各給水栓が必要とする所要水量を供給し得る口径であること。
- ② 設計上の必要口径に比して著しく過大でない経済的な口径であること。

- ③ 給水管における最大流速は2 m/sec を大きく超えないこととし、ウォーターハンマが生じないように留意すること。
- ④ メータ適正流量（表Ⅲ－1）に掲げる最大流量を超えないこと。
- ⑤ 一般戸建て住宅の給水引込管及びメータの口径、集合住宅の戸別配管及びメータの口径については、それぞれ20mmを基本とすること。

(2) 設計水圧

設計水圧については、給水管を接続する配水管の最小動水圧（H）が0.30MPa以上の場合は0.25MPa、0.30MPa未満の場合は $H-0.05\text{MPa}$ とする。この設計水圧によることが適当でない場所に給水する場合は、別途に協議すること。

(3) 給水引込管及びメータの口径

給水方式が直結直圧式または直結増圧式による場合、以下の①により同時使用水量を算出し、水理計算によって給水対象物の損失水頭を求めた上で、必要な水頭が得られる給水引込管口径及びメータ口径を選定すること。

給水方式を受水槽式とする場合、以下の②により計画一日使用水量から受水槽容量及び受水槽への時間当たり給水量を算定し、適切な給水引込管口径及び親メータ口径を選定すること。

なお、同時使用水量や計画一日使用水量の算定に当たっては、下記の計算方法の他に、給水対象物に応じた合理的な算出法があれば用いてもよい。

① 同時使用水量の計算

(a) 戸建て住宅または総給水器具数が30栓までの事業用の建物
同時使用給水器具数（表Ⅲ－2）・標準水量（表Ⅲ－3）を用いて算出する。

(b) 集合住宅

想定する居住人数をグラフⅢ－1に照らして求める。ただし、ワンルームタイプの場合は1戸当たり2人、ファミリータイプの場合は1戸当たり4人を標準的な居住人数とする。

(c) 総給水器具数が30栓を超える事業用の建物等

給水用具給水負荷単位（表Ⅲ－4）に末端給水器具数を乗じたものを累計して給水器具単位数を算出し、グラフⅢ－2に照らして同時使用水量を求める。

② 受水槽容量及び受水槽への時間当たり給水量の計算

(a) 受水槽容量

表Ⅲ－５から、単位給水量に使用人員または延床面積を乗じて計画一日使用水量を求め、住宅の場合はその 40%～60%、事業用の建物の場合は 50%以上を受水槽有効容量とすること。

高置水槽を設置する場合は、先に求めた受水槽有効容量の内、30%以上を高置水槽の有効容量とし、受水槽と高置水槽で有効容量を配分すること。

(b) 受水槽への時間当たり給水量

計画一日使用水量を使用時間で除したものを基本的な時間当たり給水量とする。

(4) 引き込み口径の決定

- ① 同時使用が想定される給水栓の区間ごとに、給水管の口径を仮定する。
- ② 給水装置の末端から、給水管の延長及び器具類の損失水頭直管換算値（表Ⅲ－６）を用いて水理計算を行い、算出された損失水頭に立上げ高さを加えて各給水栓での所要水頭を求める。
- ③ 所要水頭の最大値に給水器具の最低必要水頭（表Ⅲ－７）を加えたものが、給水管を取り出す配水管の計画最小動水圧の水頭以下となるように仮定口径を修正する。

$\text{配水管の計画最小動水圧} \geq \text{所要水頭} + \text{器具最低必要水頭} + \text{余裕水頭}$ <p>(設計水圧) (表Ⅲ－７)</p>

(5) 給水分岐数

給水主管から分岐できる給水管の数は以下の表のとおりとする。

給水管 給水主管	φ 13	φ 20	φ 25	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
φ 20	3	1						
φ 25	5	2	1					
φ 40	17	6	3	1				
φ 50	29	10	6	2	1			
φ 75	80	27	16	5	3	1		
φ 100	164	56	32	10	6	2	1	
φ 150	452	153	88	27	16	6	3	1

※給水管分岐の特例（φ20）

中～小規模の開発における配水管口径や、共同住宅への給水引込管の口径を検討する際、給水対象物がすべて直結直圧方式によりφ20メータで給水される住宅であり、かつ以下の条件を満たす場合は、下表の戸数まで分岐可能戸数を増やすことができるものとする。

- ・店舗、工場等の事業用の分岐が無いこと
- ・分岐の増設や開発地外への配水管延伸の見込みがないこと
- ・消火栓等の消防設備の設置に支障がないこと
- ・開発者または施主が出水不良の誓約書（様式第4号）を提出すること
- ・給水対象物に変更される場合、適切な分岐数となるよう分水栓の撤去等を行うこと

住宅タイプ 給水管径	ワンルーム型 共同住宅	中小規模開発 ファミリー型共同住宅
φ40	15	10
φ50	33	22
φ75	81	54

(6) メータ口径

引き込み口径と同口径または1口径小さいものを基本とし、下記に定める基準により管理者が決定する。

① 一般住宅及び事務所等

一般住宅及び事務所等の比較的小規模な給水対象物については、表Ⅲ-8を基にして給水栓単位数を求め、表Ⅲ-9で口径を決定するものとする。ただし、一般専用住宅はメータ口径φ20を基本とする。

② 一般住宅及び事務所等以外の場合

メータ口径は、下記を考慮して計画使用水量等によりメータ適正流量表（表Ⅲ-1）に適合する口径を選定するものとする。

- (a) 給水方式（直結式→断続使用、受水槽式→連続使用）
- (b) 時間当りの使用水量、1日の使用水量、月間の使用水量
- (c) 器具同時使用水量による最小及び最大流量

表Ⅲ－１ メーター適正流量表

給水方式	継手	口径(mm)	最大流量(m ³)			型 式 面間寸法(mm)	流速2m/s時 流量(L/min)	
			/時間	/日	/月			
受水槽式	直結式	ユニオン式	13	1.0	10	100	接線流羽根車式、単乾式 100	16
			20	1.6	20	170	接線流羽根車式、複乾式 190	38
			25	2.5	22	260	接線流羽根車式、複乾式 225	59
			40	6.5	78	700	接線流羽根車式、複乾式 軸流羽根車式(たて形) 245	151
			50	7.2	86	1,000	接線流羽根車式、複乾式 軸流羽根車式(たて形) 245	236
	フランジ式	50	17	180	2,600	軸流羽根車式(たて形)電子式 560	236	
		75	27	360	4,100	軸流羽根車式(たて形)電子式 630	530	
		100	44	576	6,600	軸流羽根車式(たて形)電子式 750	942	
		150	90	1,080	12,500	軸流羽根車式(たて形)※電子式 1000	2120	
		200	156	1,872	21,700	軸流羽根車式(たて形)※電子式 1160	3768	

※ 特に水道事業が指示する場合は、電磁式とすることがある。

- (注)・ メータ取付部は、直結式はユニオン式、直結式以外のφ50以上はフランジ式とするが、直結増圧式のφ50に限り最大流量に応じてフランジ式を使用しても良い。
- ・ フランジ式メータは遠隔式とする。また、水道事業の指示する場合は、ユニオン式メータであっても遠隔式とすることがある。
 - ・ 計画使用水量が月最大流量を超える場合でも、日最大流量の範囲内で水道事業が指示する口径とすることがある。

表Ⅲ－２ 同時使用給水器具数表

総給水器具数	同時使用給水器具数
1	1
2～4	2
5～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

表Ⅲ－３ 標準水量表

給水器具口径(mm)	標準水量(L/min)
13	17
20	40
25	65

(例) 総給水器具数が7栓の場合、同時使用給水器具は3栓となる。台所(φ13)、洗濯(φ13)、浴槽(φ20)とすると、同時使用水量は17+17+40=74(ℓ/min)

用途	使用水量(L/min)	用具の口径
台所流し	12～40	φ13～20
洗濯流し	12～40	φ13～20
洗面器	8～15	φ13
浴槽(和式)	20～40	φ13～20
〃(洋式)	30～60	φ20～25
シャワー	8～15	φ13
小便器(洗浄タンク)	12～20	φ13
〃(洗浄弁)	15～30	φ13
大便器(洗浄タンク)	12～20	φ13
〃(洗浄弁)※	70～130	φ25
手洗器	5～10	φ13
散水	15～40	φ13～20

1回(4～6秒)の吐水量
2～3L

1回(8～12秒)の吐水量
13.5～16.5L

※直結式での取付け不可

表Ⅲ－４ 給水用具給水負荷単位表

器具名称	器具給水負荷単位	
	公衆用	私室用
大便器(FV)	10	6
大便器(タンク)	5	3
小便器(FV)	5	—
小便器(タンク)	3	—
洗面器	2	1
手洗器	1	0.5
医療用洗面器	3	—
事務室用流し	3	—
浴槽(混合)	4	2
浴槽(シャワ混)	4	2

器具名称	器具給水負荷単位	
	公衆用	私室用
台所流し	—	3
洗濯流し	3	3
掃除流し	4	3
汚物流し	5	5
料理場流し	4	2
食器洗流し	5	—
散水栓	5	5
給湯器	3	3
給茶器	1	—
炊飯器	1	—
水飲器	2	—

表Ⅲ－５ 建物種類別単位給水量等表

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	時間/日	
戸建て住宅 集合住宅	200～400L/人	12	居住者数
事務所、店舗	60～100L/人	9	在勤者数
喫茶店	20～35L/人	10	客数
	55～130L/㎡		店舗面積
飲食店	55～130L/人	10	客数
	110～530L/㎡		店舗面積
総合病院	600～800L/床	16	床数
	8～10L/㎡		延べ面積
工場	60～100L/人	就業時間+1	在勤者
デパート スーパーマーケット	15～30L/㎡	10	延べ面積
宿泊施設	500～6,000L/床	12	客数
保育園	80L/人	8	園児・職員数
幼稚園	40L/人	6	園児・職員数
小中学校、高校	70～100L/人	6	生徒・職員数
研究所	200L/人	8	所員数
図書館	25L/人	6	閲覧者数
ターミナル駅	10L/1,000人	16	乗降客数
普通駅	3L/1,000人		

人工透析を実施する場合は、
1人当たり150Lを日量に加算
すること。

表Ⅲ－６ 器具類損失水頭の直管換算値 (m)

種別 口径	止水栓	分水栓	給水栓	分岐箇所	メータ	接合	90度曲管
					接線流	異径接合	
13	3	1.5	3	0.5	3	0.5	
20	8	2	8	0.5	8	0.5	
25	8	3	8	0.5	12	0.5	
30	15			1	19	1	
40	17			1	20	1	1
50	20			1	25	1	1.5

種別 口径	メータ		回転半径小		回転半径大	
	接線流	軸流	90度曲管	45度曲管	90度曲管	45度曲管
50	25	10				
75	40	20	3	1.5	1.5	
100	90	30	4	2	2	1
150	180	90	6	3	3	1.5
200			8	4	4	2
250			12	6	6	3

表Ⅲ－7 給水栓または器具の最低必要水頭

給水栓又は器具名		最低必要圧力水頭(m)
洗浄弁(F・V)※		7
一般水栓		3
自閉水栓		7
シャワー		7
瞬間式湯沸器	大	5
	中	4
	小	1(低圧用)

※ フラッシュバルブの直結式での取付けは不可。

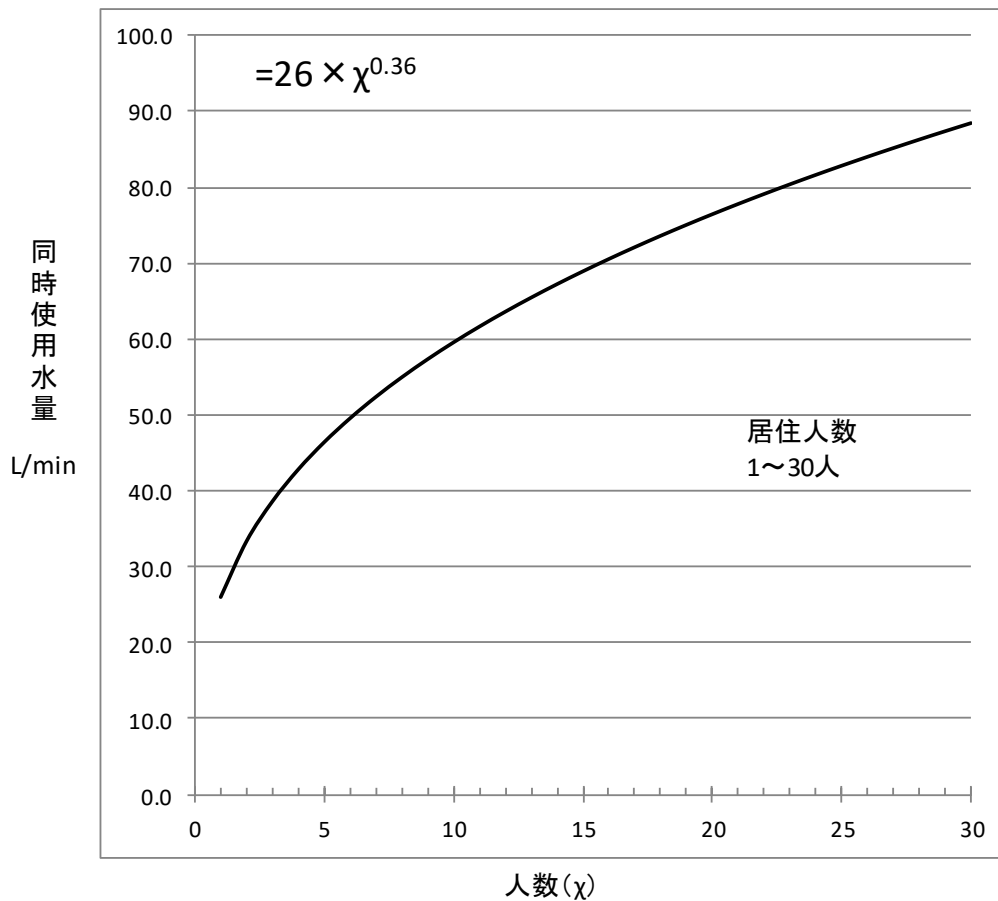
表Ⅲ－8 水栓換算値

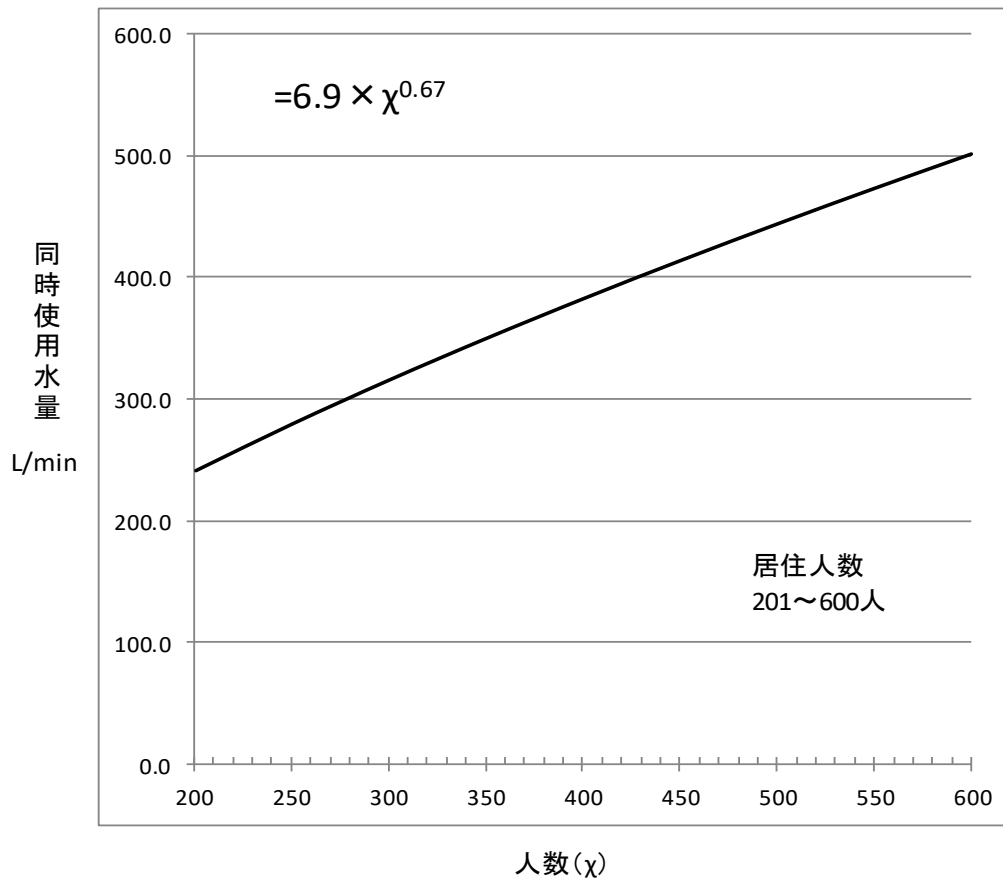
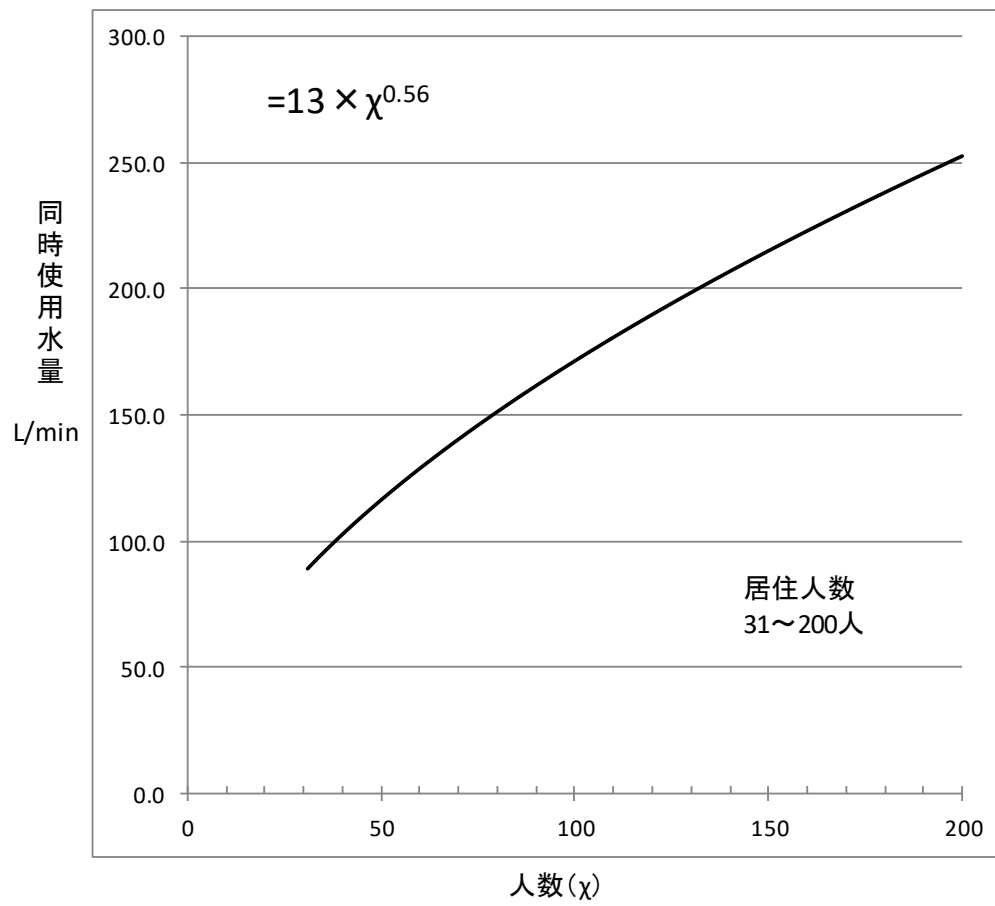
末端給水栓口径(mm)	φ13	φ20	φ25
口径別流量を考慮した 水栓単位数	1	3	6

表Ⅲ－9 許容単位数

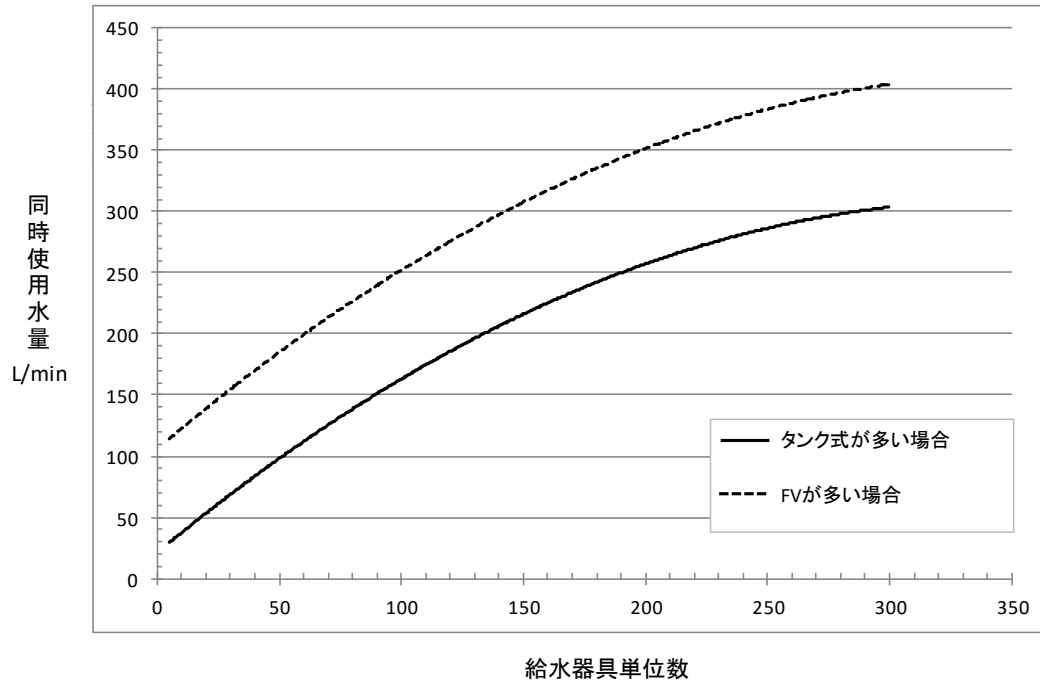
メータ口径(mm)	水栓単位数
(φ13)	(7以下)
φ20	15以下
φ25	25以下

グラフⅢ－1 同時使用水量算定 (人数法)





グラフⅢ-2 同時使用水量算定（器具単位法）



損失水頭の算出

以下の計算式により算出する。ただし、

h : 摩擦損失水頭 (m)、 g : 重力加速度 (9.8 m/s^2)、

V : 管内流速 (m/s)、 D : 管内径 (m)、 Q : 流量 (m^3/s)、

L : 管延長 (m)、 I : 動水勾配 (0/00)

とする。

① ウェストンの公式 ($\phi 50$ 以下に適用)

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right) \times \frac{L}{D} \times \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \times V$$

$$I = \frac{h}{L} \times 1000$$

② ヘーゼン・ウィリアムズの公式 (口径 $\phi 75$ 以上に適用)

$$h = 10.666 \times C^{-1.85} \times D^{-4.87} \times Q^{1.85} \times L$$

$$V = 0.35464 \times C \times D^{0.63} \times I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \times C \times D^{2.63} \times I^{0.54}$$

C : 流速係数 (設計時の C の値は、屈曲部含む管路全体の場合は110、直管部のみの場合は130とする)

IV. 図面作成並びに給水装置工事申込

1. 図面作成

申込並びに竣工図書等は次の項目を備えること。

(1) 図面

- ① 図面は、付近見取り図、平面図とし、必要により立面図、立体図、詳細図、断面図、構造図及び関連図を作成すること。
- ② 平面図は、縮尺 1/100 を標準とするが、規模に応じ 1/100 ～ 1/500 の範囲で適宜作成すること。また、縮尺は図面ごとに記入すること。
- ③ 新設給水管は赤色、既設給水管は黒色、受水槽の 2 次側給水管は青色で描くこと。

(2) 図面の記入事項

- ① 方位（必ず方位を記入し、原則として北を図面の上方とする。）
- ② 公私道等の区分
- ③ 道路（幅、歩車道の区分、側溝等）
- ④ 配水管（撤去管を含む）等の管種、口径、位置
- ⑤ 敷地、門、塀、ガレージ、出入口
- ⑥ 給水対象物の輪郭、玄関、水栓に関係ある間取り
- ⑦ 給水装置の配管図（配管経路、口径、管種、延長及び給水栓等）
既設管、新設管共
- ⑧ 第 1 止水栓（仕切弁）の、各境界線（官民、隣地）からの距離
- ⑨ 受水槽等（高置水槽含む）が設置される場合は、その位置、構造、寸法、有効容量等
- ⑩ その他施工上必要な事項

(3) 給水装置表示記号

図面は次の表示記号を基本とする。

① 管種の表示記号

管種	表示記号	管種	表示記号
ポリエチレン管	PP	ダクタイル鑄鉄管 (内面粉体ライニング)	DIP(粉体)
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP(RR)	ダクタイル鑄鉄管 (内面モルタルライニング)	DIP(モルタル)
硬質塩化ビニル管	VP	鑄鉄管	CIP
架橋ポリエチレン管	PEX、PE-X	配水用ポリエチレン管	PE
ポリブデン管	PB	ステンレス管	SUP、SSP
硬質塩化ビニルライニング鋼管	VLP、SGP-V	銅管	CP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	PLP、SGP-P	鉛管	LP

② 管種、口径及び管延長の表示方法

(例) HIVP φ20-1.5m

③ 各給水管の表示記号と色分け

給水管の種別	表示記号	色分け
新設給水管		赤
既設給水管		黒
受水槽2次側給水管		青
撤去給水管		撤去記号は赤

④ 配管器材の表示記号

名 称	表示記号	摘 要
防護管 (さや管)		名称、口径等の説明も記入
管口径変更		キャップ又はプラグ栓
管の立上げ		フランジ栓
管の立下げ		肘栓
管種変更部分		
管の交差		
ヘッダー		
一般水栓		品名等も記入
ハンドシャワー付水栓		※ 湯水混合栓は混、又は
散水栓		で表示
止水栓、リングバルブ		スリス、ゲート弁
仕切弁		埋設分岐弁 (φ40・50mm)
逆止弁		名称、口径等も記入
電動弁		
ボールタップ		単式はS、複式はWで表示
差圧式、流入弁		パイロット部に電磁弁を設けた場合 電磁弁
ストレーナー		名称、口径等も記入
定流量弁		減圧弁 1次圧 MPa
流量調整器 (弁)		2次圧 Mpa
メータ (φ40mm以下)		名称、口径等も記入
メータ (φ50mm以上)		名称、口径等も記入
消火栓		名称、口径等も記入
空気弁		名称、口径等も記入

2. 申込み

給水装置工事の申し込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）を1部、設計申込書（様式第2号）を2部及びその他関係必要書類を添付して水道事業へ提出すること。（図IV-1）

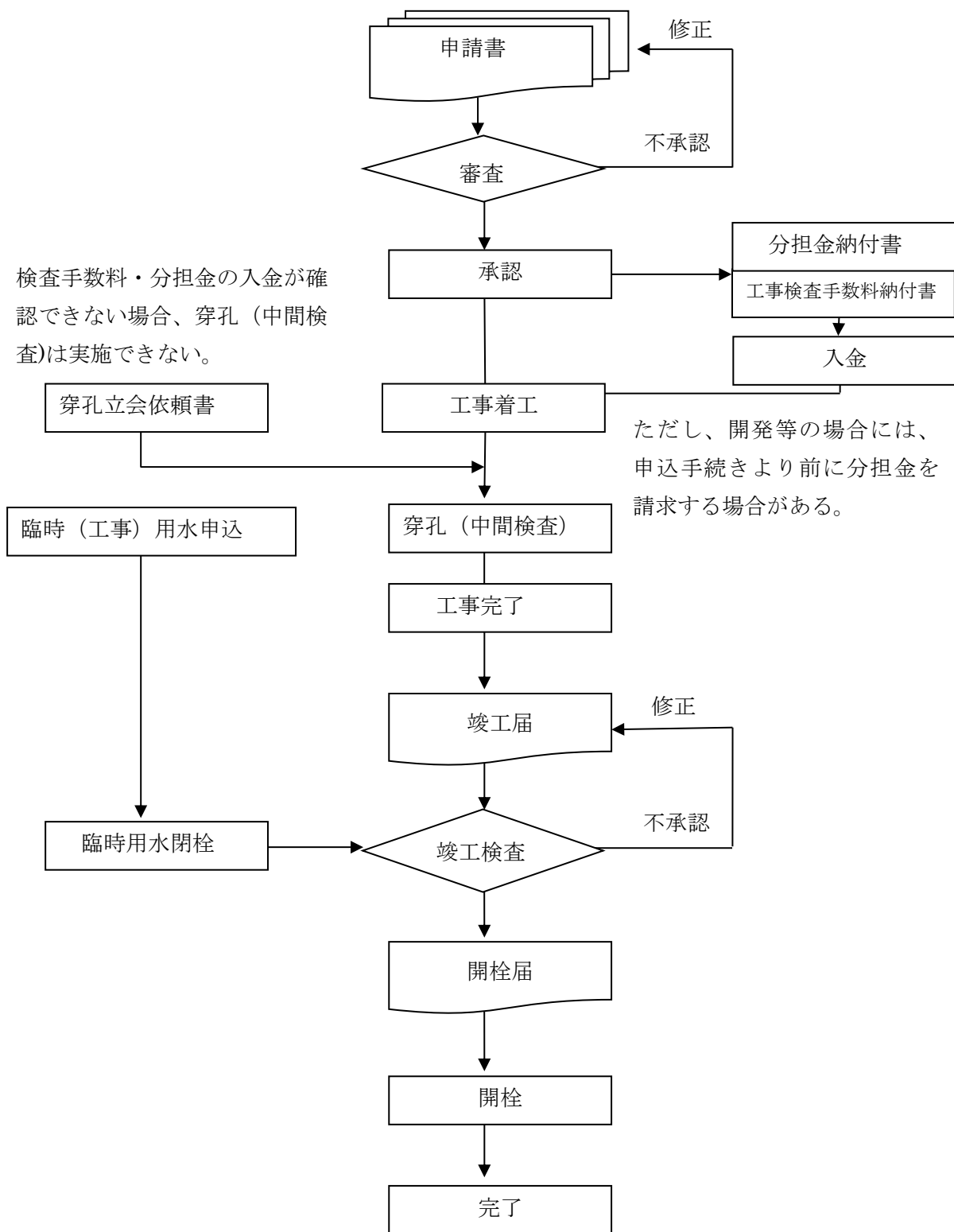
(1) 申込書、設計書等記載について

所定の用紙に記入する場合は、文字は楷書で、数字はアラビア文字を使用すること。

- ① 氏名にはフリガナをつけること。
- ② 申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者名を明記すること。
- ③ 指定の用紙に作図できない場合、例えば、複数の給水装置工事や給水主管工事等で、文字や数字及び記号等が小さくなり不明確になるときは、別紙図を使用すること。ただし、用紙の大きさはA4サイズ以上とする。
- ④ 施工する指定工事業者名及び担当する主任技術者名を記入すること。
- ⑤ 給水装置工事申込書の記載内容を申込者（所有者）に対して十分に説明し、了解を得ること。
- ⑥ 市納金については、工事着工または納入期限の早い方の日までに納付するものとする。ただし、開発等の場合には、申込手続きより前に分担金を請求する場合がある。
 - ・ 工事検査手数料
 - ・ 分担金なお、金額については（VI. 市納金等関係）を参照すること。
- ⑦ 公共下水道使用に伴う各戸排水設備工事等で、水道事業の認める軽微な給水工事（水栓トイレ用ロータンク1栓追加等）の場合は、排水設備工事平面図（写しでも可）に追加箇所（口径、管種、延長等）を赤記入（図面の空白箇所に申込人、施工指定工事業者名及び主任技術者名を必ず記入）し水道事業へ提出すること。
- ⑧ 共同所有者の有無について、十分確認すること。

給水装置工事申請手続き

[図IV-1]



(2) 関係書類等

- ① 既設引き込み管使用承認願い（様式第3号）
既設引き込み管を使用する給水対象物は、願い書を提出すること。
- ② 誓約書（水量、水圧低下承知書）（様式第4号）
3階以上直結式給水、地勢、既設給水管分岐使用等により水量、水圧不足が予想される給水対象物は、誓約書を提出すること。
- ③ 誓約書（管理区分）（様式第5号）
メータの設置場所が水道事業の規定する第1止水栓から5mを超え、将来の維持管理区分を明確にする必要があると水道事業が判断した場合、誓約書を提出すること。
- ④ 土地通過・給水装置分岐に関する誓約書（様式第6号）
他人の所有地の使用または他人の給水装置からの分岐を行おうとする時は、令和5年4月1日付け改正民法第213条の2「設置権」が適用されるか、適用されない場合は関係者の同意を得られるか等について、給水装置工事申込人と十分に打合せを行い、法律上必要な手続きを経た上で、誓約書を提出すること。
- ⑤ その他、水道事業が指示する書類

3. 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正施工を確保するために、管理者が給水工事申込者より事前に当該工事の設計図（給水装置工事申込書）等を提出させ、設置しようとする給水装置の構造、材質、施工方法等が水道事業の基準に適合しているか、以下の審査項目を確認するものである。

- ① 所要水量を満たし得るよう、管の口径その他の規模が適正に設計されているか。
- ② 所要水量、使用形態からみて給水方式が適切か。
- ③ 分岐位置、分岐方法、分岐口径等が適正であるか。
- ④ メータは適正計量し得る口径であるか。
- ⑤ メータの設置数は適切か。
- ⑥ メータ及び止水栓の位置は点検、取替作業等に支障を及ぼさない場所であるか。
- ⑦ 使用材料は省令で定められた基準に適合するもので、かつ、使用目的や設置環境に適したものであるか。
- ⑧ 水質汚染、逆流、ウォーターハンマが生じないものであるか。
※ 器具類、水栓類及びシステム
- ⑨ 水を受けたり入れたりするものに給水する場合は適切な逆流防止措置が講じられているか。

- ⑩ 停滞水の生じるおそれがないか。
- ⑪ 管種、配管位置、管の防護等は適当か。
- ⑫ 仕切弁等の設置数、設置位置等は適当か。
- ⑬ 適切な誓約書等が添付しているか。
- ⑭ 給水対象物の規模、用途等の確認のため建築確認通知書、開発許可、覚書等の写しが添付されているか。
- ⑮ 記載事項等に誤りまたは不備がないか。
- ⑯ その他、必要と認める審査。

4. 道路占用許可申請

給水装置工事において、道路を掘削し給水管を埋設（占用）しようとするときは、あらかじめ道路管理者及び河内長野警察署長に許可を得なければならない。許可証（または許可証の写し）は工事期間中常に携帯し、許可条件等を遵守すること。なお、その申請方法については、次のとおりとする。

(1) 国・府道に給水管を布設する場合（図Ⅳ－２）

国・府道の場合は、道路占用許可及び道路使用許可の申請は、給水装置工事の申込者の依頼に基づき水道事業が手続きを行うので、下記の書類を提出すること。なお、大阪府の手続きが個人申請に変更された場合は、申込者が全てこれを行うこと。

- ・国・府道占用許可申請依頼書兼誓約書（様式第８号）（１部）
 - ・位置図・平面図・縦断面図・横断面図・交通安全対策図・本復旧図（各５部）
 - ・道路法３４条に基づく道路占用関係者の協議書（コピー含め５部）
 - ・着工前道路部写真（縦方向、横方向各１枚以上）（各５枚）
- 申請後、許可がおり次第許可証の写しを交付する。

(2) 市道に給水管を布設する場合（図Ⅳ－３）

市道（市管理道路含む）の場合は、許可の申請は申込者または指定工事業者が直接行うこととするが、申請に当たっては水道事業発行の給水管工事施工承認書が必要となるので、あらかじめ水道事業に下記の書類を提出すること。

- ・市道給水管工事施工承認申請書（様式第１０号）（１部）
- ・位置図・平面図・断面図・横断面図（各１部）

水道事業が給水管工事施工承認書を発行（申込から７営業日以内）するので、道路占用許可申請書に添付の上、市道路管理担当課へ提出すること。市道路管理担当課の指示に従い手続きを行い、道路占用許可書を受け取ること。

- (3) 法定外公共物占用（里道、水路等）に給水管を布設する場合

（図IV－4）

里道、水路等の場合は、許可の申請は申込者または指定工事業者が直接行うこと。申請に当たっては水道事業と市里道水路担当課へ事前協議を行い、水道事業へ給水装置工事申込・市里道水路担当課へ占用許可申請をそれぞれ行うこと。車の通行のある里道、水路については河内長野警察署と協議の上、許可が必要な場合はその指示に従うこと。

給水装置工事申込の際には、次の書類を水道事業に提出すること。

- ・市里道水路担当課に提出した関係人同意書（里道：地区会長、水路：水利委員会（組合））の写し

- ・位置図・平面図・縦断面図・横断面図（各1部）

- (4) 私有地（私道）に給水管を布設する場合（図IV－5）

他人地、分岐に関する誓約書（様式第6号）を給水装置工事申込書に添付の上申込み、水道事業が承認すれば施工できるが、車の通行のある私道については河内長野警察署と協議の上、許可が必要な場合はその指示に従うこと。

- (5) 河川敷に給水管を布設する場合は別途に河川敷の管理者と協議すること。

5. 穿孔立会

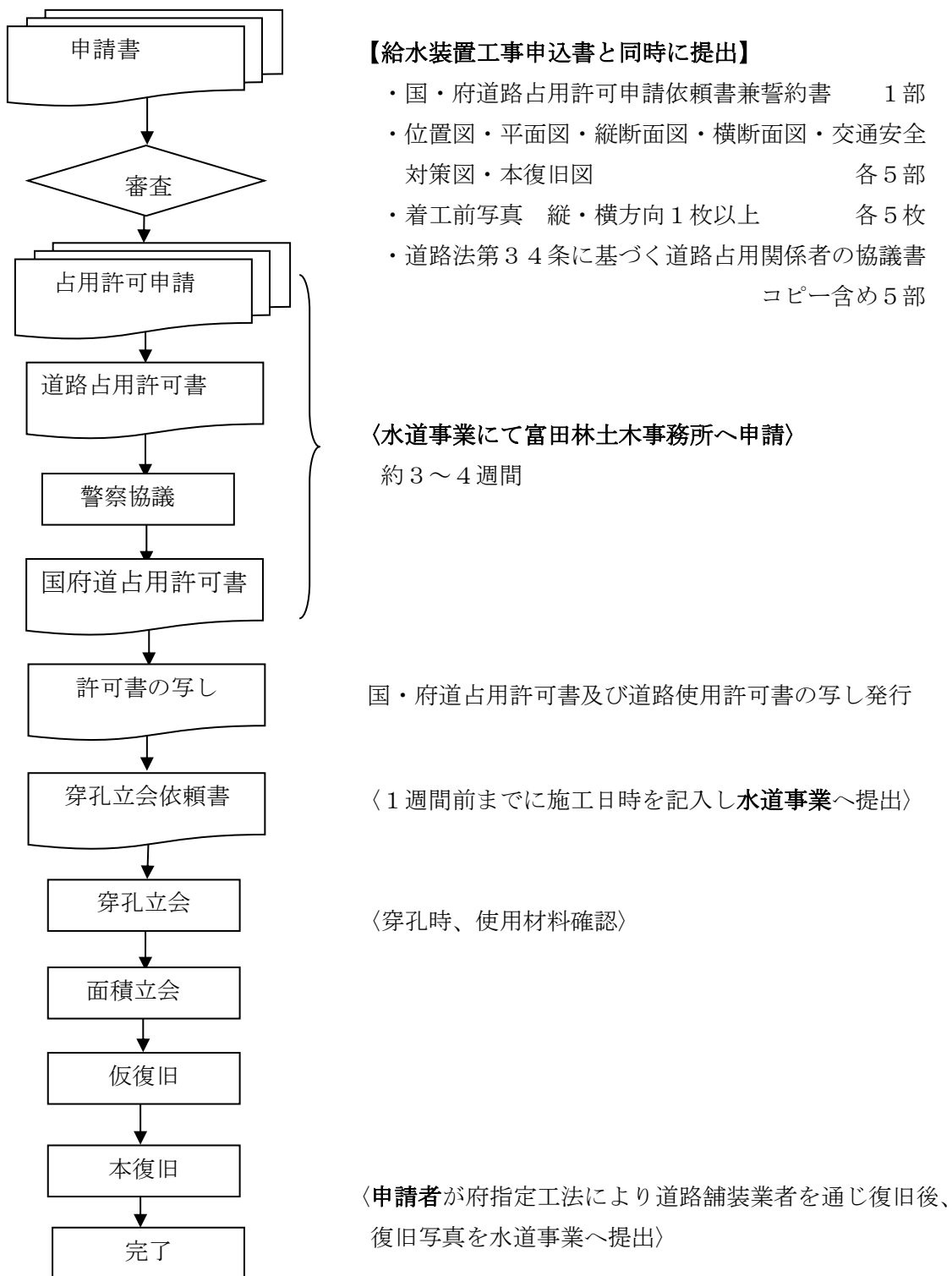
穿孔立会においては、分岐使用材料が水道事業指定材料であるか及び掘削状況、配管の施行が適切であるか等の確認を行う。なお、水道事業が立会の必要がないと判断するものにあつては、この限りでない。その場合には、水道事業は写真等の書類の提出を求めることができる。

- (1) 分岐工事の日時が決まれば、事前に分担金等の市納金の入金を確認した上で、工事の1週間以上前に水道事業に給水装置工事（穿孔）立会依頼書（様式第14号）を提出すること。
- (2) 当日掘削が完了した時点で水道事業に連絡し、穿孔の準備を行い待機すること。
- (3) 雨天等により工事日が変更になった場合は、速やかに水道事業に連絡すること。

給水管分岐工事に係る許可申請

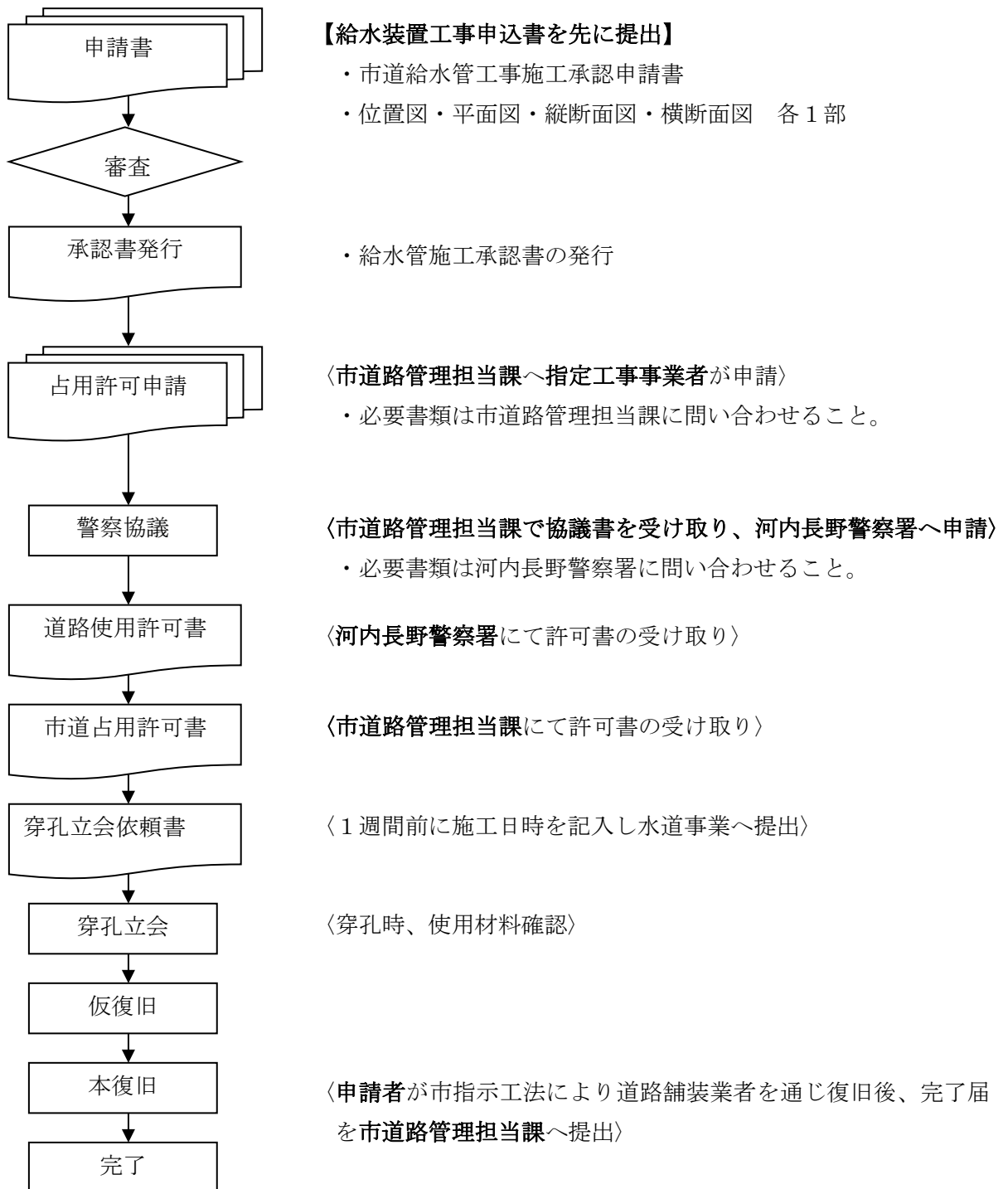
[図IV-2]

① 国・府道 <許可申請手続きは水道事業が行うが、申請に必要な書類等は申込者、または指定工事業者が用意する>



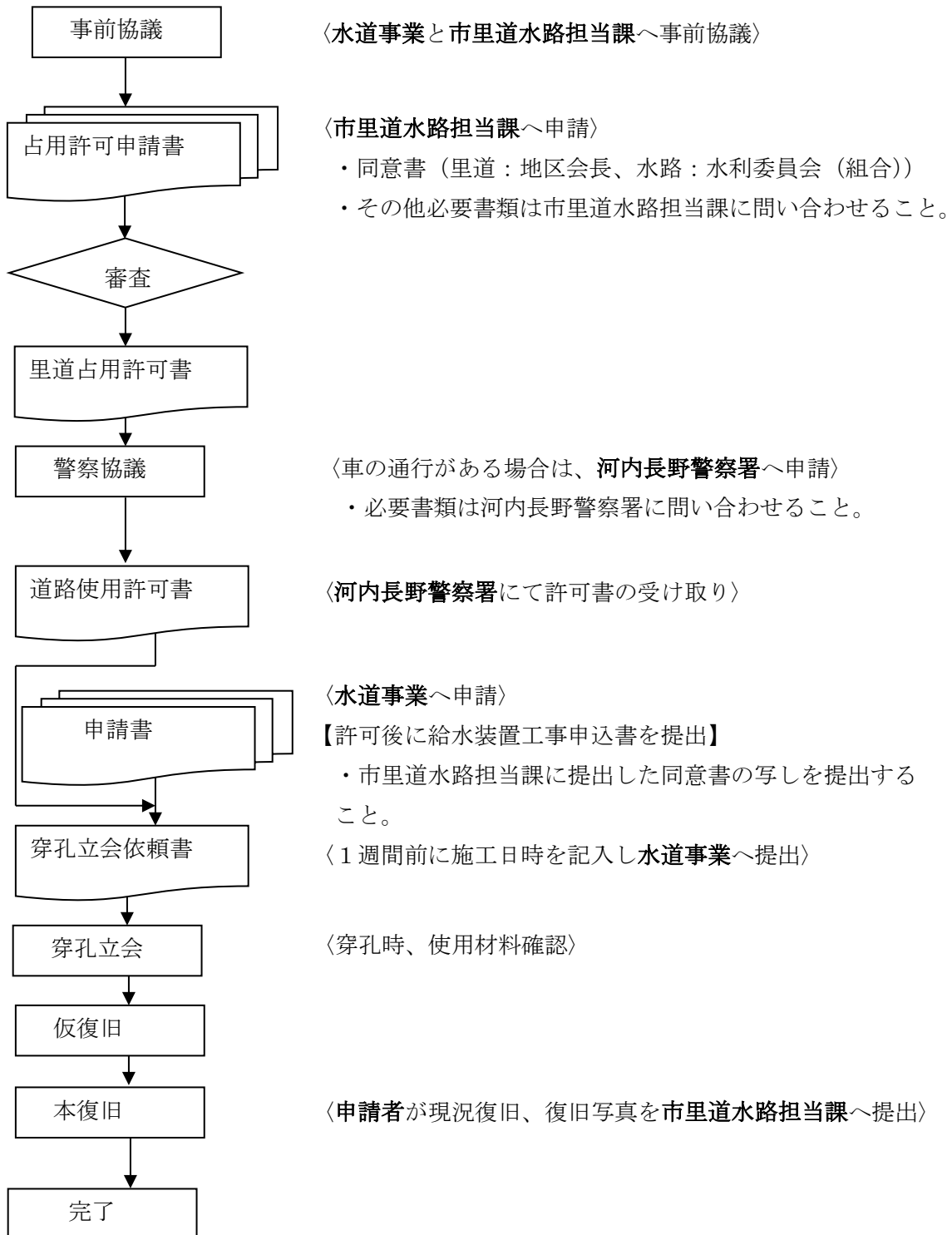
[図IV-3]

② 市道 <許可申請手続きは申込者、または指定工事業者が行う。>



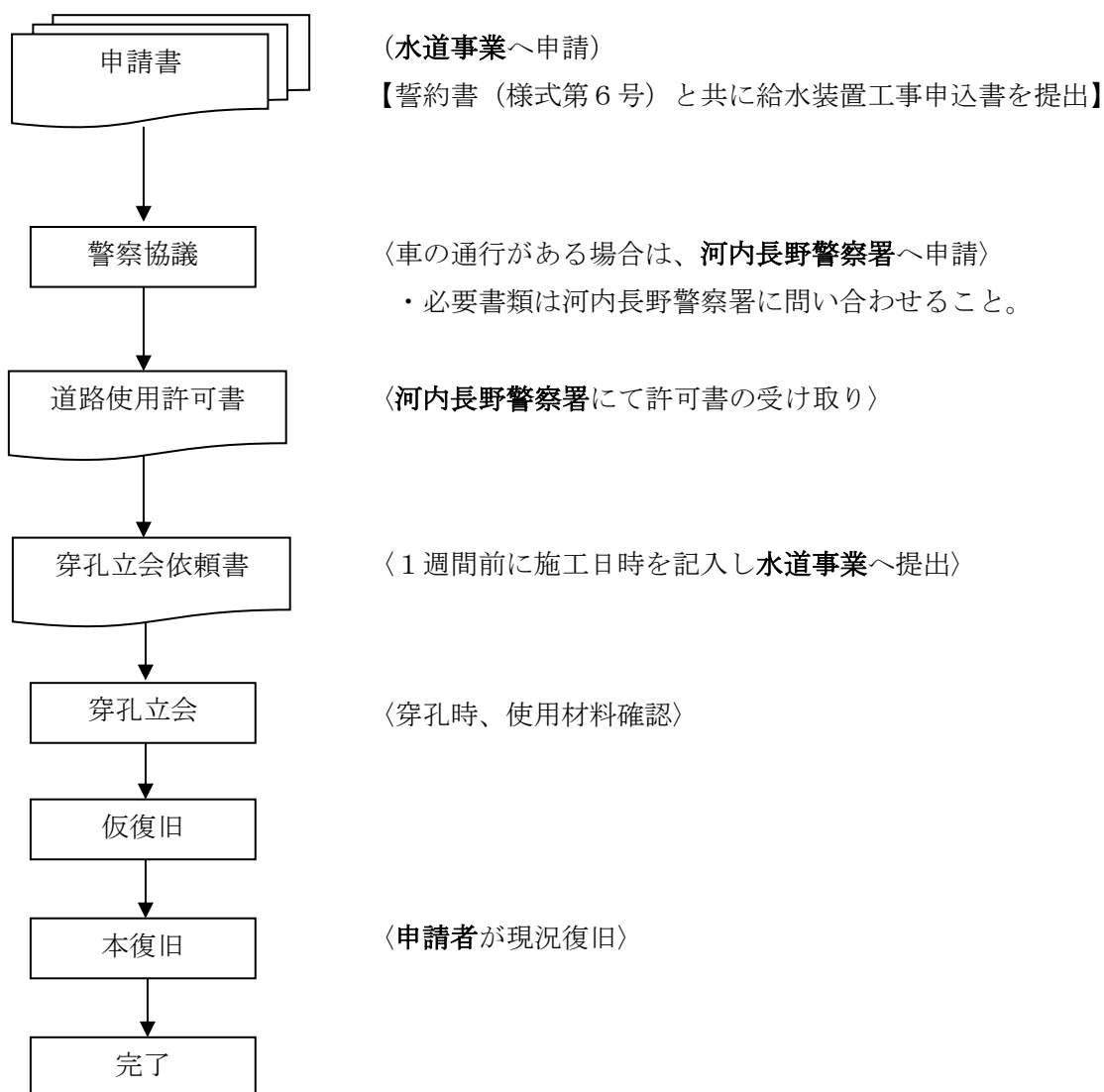
[図IV-4]

③ 里道・水路 <許可申請手続きはすべて申込者、または指定工事業者が行う>



[図IV-5]

④ 私道 <民法その他の法律上必要な手続きを申込者、または指定工事業者が行う。>



6. 竣工申込及び竣工検査

給水条例に規定する検査の目的は、給水契約を締結するに際しての必要な適合装置であることの確認を水道事業が行うことであり、下記に掲げる事項について行う。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 竣工申込

- ① 給水分担金、工事検査手数料、その他必要な市納金を穿孔等の工事着工までに納入していること。
- ② 給水装置工事竣工時には、竣工申込書（様式第2号）を提出し、水道事業の検査を受け、手直し（竣工図の訂正、修正含む）箇所がある場合は、すみやかに手直しをして再提出し、検査を受けること。
記載方法は、（IV. 1. 図面作成）の項によるところとする。
- ③ 竣工申込書は、水道事業保管用及び指定工事業者返却用として複写（カラー）を含め2部水道事業に提出すること。
また、指定工事業者は、申込者にも維持管理用等として図面等の複写を渡しておくこと。
- ④ 主任技術者は、工事竣工時において先に自主検査を行い、その結果を基に手直しを行った上で、水道事業に竣工検査の申し込みを行うこと。
- ⑤ 給水方式が3・4階直結式の場合は、「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」（V. 1. 提出書類）に掲げる書類も併せて提出すること。
- ⑥ 給水方式が受水槽式の場合は、「受水槽式に関する基本書」（V. 1. 提出書類）に掲げる書類も併せて提出すること。

(2) 竣工検査

- ① 竣工検査時は、担当した主任技術者が立会いを行うものとする。
- ② 検査項目は下記に掲げる事項とする。
 - (a) 給水管の管種、口径、延長、メータ及び止水栓等の位置について竣工申込書との照合
 - (b) 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所等の施工状況
 - (c) 耐圧の確認（水圧試験）1.0MPaで10分
 - (d) 水質確認
 - (e) 公道部を含む掘削跡の本復旧が完了しているか
 - (f) 主に直結式でのブースターポンプの動作及び機能試験並びに「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」に記載されている内容

- (g) 主に受水槽式での流入弁動作及び機能試験並びに流量調整器等における、調整流量の確認等「受水槽式に関する基本書」に記載されている内容
- (h) その他管理者が定める事項

7. 水道使用開始届

竣工後、水道の使用を開始しようとするときは、「上下水道開始申請書」(様式第15号)に水道使用者名、給水装置所在地、使用開始日等必要事項を記入の上、水道事業へ申込者または、指定工事業者が申し込むこと。

使用開始にあたっては、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ① 竣工検査を受け、検査に合格していること。
- ② メータは、指定工事業者または水道事業が取り付けるものとする。
なお、すでに臨時用メータが取り付けられており、メータの取り替えを必要としない場合は、その指示数を検針し開始するものとする。

8. 材料支給

申込者が、公道敷に布設する給水主管において、水道事業が認めた場合、配管材料等を支給する場合がある。

公道に消火栓が設置された給水主管及び水道事業に管材支給を受けた給水主管は必ず移管すること。

9. 移管

公道敷に給水装置として布設されたφ50以上の給水主管(各戸引込管を除く)については、全て水道事業に移管するものとし、次の書類を提出すること。

- ① 水道施設移管申請書(「水道施設基準書」様式第54号)
- ② 平面図・必要に応じ詳細図、断面図、構造図
- ③ 配管工事内訳明細書

V. 施工

給水装置の施工にあたっては、主任技術者の指導監督のもと、給水装置工事に従事する技能者を含む作業従事者等が、適切かつ丁寧に施工しなければならない。

また、施工方法等については、給水工事技術振興財団監修の「給水装置工事技術指針」、河内長野市水道事業「河内長野市開発事業水道施設基準書」、「給水装置に関する基準書」、「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」、「受水槽式に関する基本書」、「水道工事仕様書」及び各メーカーの仕様書等によるものとし、特に次に示す事項について十分留意し施工すること。

1. 現場管理

施工の際には関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。また、下記の事項について特に注意すること。

- (1) 関係官公署（道路管理者、所轄警察署長等）の許可を得ること。
また許可条件等を遵守すること。
(道路法【第32条】、道路交通法【第77条】)
許可手続きについては、(IV. 4. 道路占用許可申請)を参照すること。
- (2) 他の埋設物（ガス、電気、電話、下水道等）が埋設されている場合は、各占有者と協議を行うこと。（道路法【第34条】）
また、協議により各占有者から条件が出されている場合は、その条件に従うこと。
- (3) 他の埋設管（ガス、下水道等）の工事もある場合は、同時施工・復旧が行えるよう、関係者と協議、調整すること。
- (4) 公衆災害防止のため関係法令等に基づき保安設備を設置するとともに、保安要員を配置すること。（道路工事保安施設設置基準）
特に、通行止めをして施工する場合は、保安要員にも工事の内容を十分理解させ、適切な誘導等を行わせること。
付近住民には、確実に連絡し了解を得るとともに、工事予告看板を設置すること。
- (5) 騒音、震動等で、付近住民に迷惑をかけないように十分留意すること。
- (6) 工事施工中不測の事態が起こった場合は、直ちに工事を中断し、管理者及び関係官公署等の指示を受けること。
- (7) 断水を行うときは、あらかじめ水道事業の許可を得ると共に、使用者等の関係者に文書通知等にて周知徹底を図ること。

- (8) 本工事を安全にするために、埋設管（他管含む）の状況（位置、深さ等）が不明確な場合または他の事情等により施工業者自らまたは道路管理者、占用関係者、水道事業より指示があるときは、試掘を行うこと。特に既設埋設管等が露出状態となる場合または既設埋設管に影響を及ぼす場合等は、該当する埋設管等の所有者または管理者と協議し、その指示する対策（保護工、強化工等）を行うこと。
- (9) 工事箇所付近の道路、側溝等への土砂の飛散に注意し、清掃を行うこと。

2. 土工事

(1) 掘削等

- ① 掘削に先立ち、地上及び地下構造物を調査し、損傷を与えないよう注意すること。
- ② 道路及び宅地等の掘削は一日の作業量のみとし、掘置きはしないこと。
- ③ 掘削は所定の断面にしたがって行い、布設管上の土被りは所定の埋設深さになるようにし、床付面は平坦にすること。
- ④ 舗装道路の掘削にあたっては、原則として所定の長さにカッターで切断し、必要箇所以外に影響を生じさせないように掘削を行うこと。
- ⑤ 土被りの深いもの、あるいは軟弱土質等の危険箇所は土留めを施すこと。
- ⑥ 残土処理については、道路に散土しないよう、また、運搬中に落土しないよう十分注意すること。
- ⑦ 道路を横断する場合は、交通に支障がないように片側ずつ掘削すること。

(2) 復旧

- ① 道路の埋戻しは、原則として砂（砕砂）等を使用し、30cm 毎に十分突き固め（転圧）を行うこと。また、側溝及び水路等に下掘抜（下越工）の埋戻しは十分突き固めをして陥没の生じないようにすること。なお、すりつけ部分等においても段差等が生じないように仕上げを入念に行うこと。
- ② 舗装道路の掘削跡は、アスファルト等により直ちに仮復旧すること。アスファルト混合物は常温合材の使用は避けること。やむなく使用する際は道路管理者の了解を得た後とすること。
- ③ 仮復旧後は、ただちに水道マーク（青色ペイント）を明示（マーキング）すること。
- ④ 道路標示部分を掘削した場合は、同色ペイントで修復すること。

- ⑤ 仮復旧後は、既設舗装路面の汚れや付近側溝等の清掃を行うとともに、本復旧が完了する迄は常に巡回点検を行い、陥没等が生じた場合は速やかに修復すること。
- ⑥ 舗装道路の本復旧は、当該道路管理者の指示どおり行うこと。
竣工検査時には、本復旧の完了を原則条件とする。
掘削に係る諸問題は、本復旧後においてもすべて工事施工者の責任となるため、事故等の発生がないよう現場管理に当たること。

3. 給水管の分岐

新設・全部改造工事において、既設引き込み管は、引き込み替えを基本とする。本人が承知の上、既設引き込み管を使用するのであれば、既設引き込み管使用承認願（様式第3号）を提出すること。

(1) 分岐工事の資格

下記の資格を有する者で施工すること。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習会により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 公益財団法人、給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の修了者

(2) 分岐の制限

- ① 分岐できる配水管等は原則φ300以下とし、分岐管の最大口径は配水管等の口径より2サイズ小さいものであること。ただし、給水管として分岐布設したものを水道事業へ移管するもの並びに水道事業の指示するものにあつては、同径分岐または1口径小さいものとするところがある。
- ② 送水管及びφ350以上の配水管、異径管から分岐してはならない。
- ③ 配水管等への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離すこと。
- ④ φ40以上のビニル管またはポリエチレン管にサドル付分水栓を取り付ける場合は、継手箇所より60cm以上離すこと。
- ⑤ 穿孔箇所の間隔は、30cm以下にしてはならない。
- ⑥ 配水管等の管末からの分岐の位置は、口径φ75以上の場合は管末より1.0m以上、口径φ50以下の場合は管末（ビニルキャップまたはP栓）より0.5m以上離すこと。

⑦ 給水主管（私設管）より分岐管を設ける場合は、他人地、分岐に関する誓約書（様式第6号）を提出すること。

なお、分岐管口径は、既設使用者等の給水引き込み管（メータ）口径の同等以下を原則とする。

⑧ 配水管等から分岐する給水管の口径は、原則としてφ20以上とする。ただし、配水管等の口径及び能力が少ない場合、または既設給水装置の一部から分岐使用する場合等で水道事業の指示するものにあつては、φ13とすることがある。

(3) 分岐の方法

① 分岐方向は、配水管等と直角にすること。これによりがたい場合は、図面に分水栓のオフセットを記入し提出すること。

② 分岐材料、分岐方法は以下の図表による。

分岐材料

(単位 mm)

配水管等		分岐管							備考
		φ20以下	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100	φ150以上	
铸铁管 鋼管	φ75				割T字管				
	φ100	サドル付分水栓	サドル付分水栓			T字管			
	φ150~300			割T字管		割T字管			
ビニール管	φ25以下	チーズ							
	φ40								
	φ50			メカチーズ					
	φ75	サドル付分水栓							
	φ100					割T字管			
	φ150							□	
ポリエチレン管	φ25								
	φ40		チーズ						チーズ：鉛レス青銅製合金
	φ50	サドル付分水栓							
配水用 ポリエチレン管	φ50	サドル付分水栓		A					A：割T字管
	φ75					A			チーズ

分岐の方法 (図-1)

(単位 mm)

種 別	引込管 口径	分 岐 方 法	摘 要							
サドル付分水栓	φ 13 φ 50	<p>道路</p> <p>分水栓</p> <p>配水管</p> <p>40・50の場合はHIVP 露出部はVLP・WVLP可</p>	<p>1. 引き込みにはサヤ管を設けること。</p> <p>分岐口径 水管(PP)</p> <table border="0"> <tr> <td>φ 13</td> <td>φ 40</td> <td rowspan="3">} 両端テープ巻き</td> </tr> <tr> <td>φ 20</td> <td>φ 40</td> </tr> <tr> <td>φ 25</td> <td>φ 50</td> </tr> </table> <p>2. 分岐箇所は、保護カバー(ポリエチレンスリーブ)</p>	φ 13	φ 40	} 両端テープ巻き	φ 20	φ 40	φ 25	φ 50
φ 13	φ 40	} 両端テープ巻き								
φ 20	φ 40									
φ 25	φ 50									
割T字管	φ 40・50	<p>道路</p> <p>HIVP、露出部はVLP・WVLP可 MFジョイント φ 50</p> <p>割T字管フランジ型</p> <p>HI伸縮継手 (オス)</p> <p>割T字管内ネジ型 (簡易バルブ付)</p> <p>配水管</p>	<p>1. 割T字管は、内面エポキシ樹脂粉体塗装とし、穿孔部は防食コーティングを設けること。</p> <p>2. フランジ型ソフトシール フランジ型簡易バルブ 内ネジ型簡易バルブ</p> <p>3. 割T字管、防食フィルムを巻付け。</p> <p>4. DIP、VLPは、ポリエチレンスリーブを被覆。 ※ WVLPは、ポリエチレンスリーブ不要。</p>							
	φ 75以上	<p>道路</p> <p>仕切弁設置可否等の現場状況により 割T字管フランジ型ソフトシール (仕切弁必要)</p> <p>配水管</p>	<p>5. 配管箇所は、埋設標識テープ(セーフティライン)を設けること。</p>							

分岐の方法 (図-2)

(単位 mm)

種 別	引込管 口径	分 岐 方 法	摘 要
チーズ	φ13 S φ50		<p>1. 給水管には、止水栓又は、仕切弁を現地状況に応じた適所に設置。</p> <p>2. φ50は、塩ビ管用三受T字管(抜止付)又は塩ビ管用フランジ付T字管(抜止付)</p>
T字管	φ40・50		<p>1. 給水管には、止水栓又は仕切弁を現地状況に応じた適所に設置。</p> <p>2. DIPは、ポリエチレンスリーブを被覆。</p> <p>3. 配管の管頂上300mm上に、管表示テープ(セーフティライン)を設ける。</p> <p>4. 埋設分岐弁とする場合は、新設管布設時又は、本管切り取り分岐を行い直近に第1止水栓を設けるもので、給水引き込み管φ40、φ50の場合とする。</p>
	φ75以上		<p>5. その他、被分岐管、分岐管の管種に適した分岐管並びに、接合金具等を使用する。</p>

- ③ 共同住宅の宅内分岐も上の図表と同等とするが、10戸を1単位としてφ50の止水栓を設置した場合、φ50からの分岐はチーズを認める。
- ④ 配水管等が鋳鉄管及び鋼管で、サドル付分水栓または割T字管を用いて分岐する場合は、防食コアを必ず取り付けること。
- ⑤ 分岐に当たっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓あるいは割T字管を取り付けること。また、ボルトの締め付けはトルクレンチを使用し、片締めにならないよう慎重に締め付けること。締め付けトルクについては、各メーカーの仕様によること。

- ⑥ サドル付分水栓あるいは割T字管を取り付け後、水圧試験を行い漏れが無いか確認すること。サドル付分水栓の場合は穿孔前に給水引込管を設置し、分水栓と引込管の水圧試験を同時に行ってもよい。いずれの場合も水圧 1.0Mpa を 10 分以上保持すること。
- ⑦ 穿孔機は、確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。
- ⑧ 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。なお、エポキシ樹脂粉体塗装管を穿孔する場合は以下の点に注意すること。また、穿孔後は作業内容の再確認を行い、漏水の有無を確認すること。
 - (a) 粉体管穿孔のドリルは先端角 90° ~100°、ねじれ角 20° ~ 30° を使用すること。(モルタル管は先端角 118°、ねじれ角 0°)
 - (b) 粉体管の穿孔機は電動式とすること。
- ⑨ 取付後、保護カバー（防食フィルム）を巻き付けると共に、配水管等にポリエチレンスリーブが施されている場合は、修復すること。

(4) 分水栓の撤去

増径工事あるいは1宅地1引込の原則により不要となる引込み管は、配水管等分岐部もしくは共同管分岐部にて撤去すること。撤去の方法については次のとおりとする。

① 甲形分水栓

止めコマを下までおろし、分水栓上胴を取り外し、甲形分水栓用閉栓キャップを取りつける。

② サドル付分水栓

サドル付分水栓のボール弁を閉め、引込み管を外し、サドル付分水栓用閉栓キャップを取り付ける。PP一体型の場合は材料に注意すること。

③ 割T字管

フランジ型の場合は、シーバー弁あるいは簡易バルブを閉め、フランジ栓止めとする。内ネジ型の場合は、シーバー弁を閉め、プラグ止めとすること。

④ チーズ等による分岐

H I V P、V Pは分岐部に近いところにてキャップ止めとすること。V L Pはプラグ、P PはP栓により、分岐部にて撤去すること。

4. 止水栓等の設置

新設・全部改造工事において、引き込み管がφ13の場合でも第1止水栓より後はφ20以上で新設することを基本とする。

止水栓は、第1止水栓及び第2止水栓を設置するものとし、下記に掲げ

る事項を基本とする。

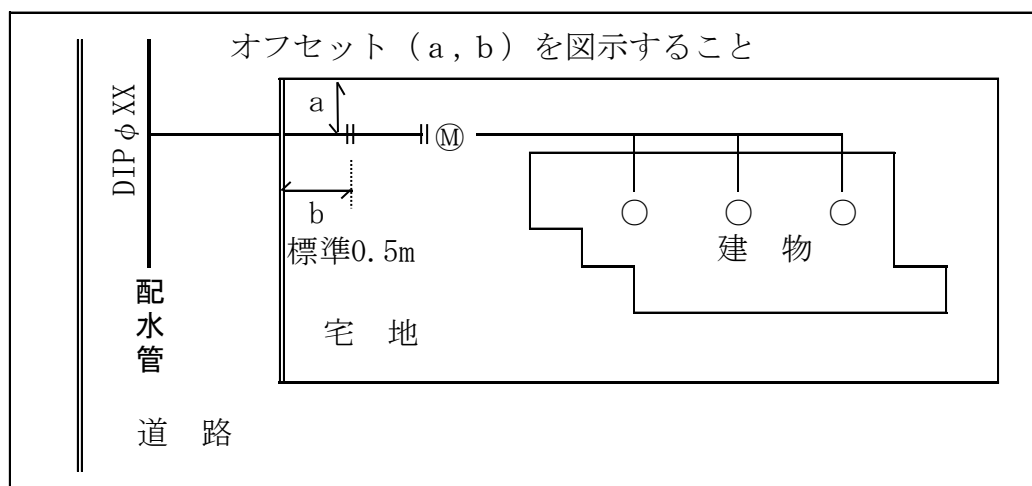
(1) 第1止水栓の設置

第1止水栓は、 $\phi 25$ 以下についてはボール弁とし、1次側は 90° Pベンドを使用すること。 $\phi 40$ については青銅ソフト仕切弁とし、H I V P配管の場合は止水栓の前後にガイドナット付きユニオンを用いること。 $\phi 50$ については、敷地内に設置する場合は青銅ソフト仕切弁またはソフトシール仕切弁、道路上に設置する場合はソフトシール仕切弁とする。また、 $\phi 75$ 以上についてはソフトシール仕切弁を基本とし、いずれも取付けに際しては、据付する場所を十分突き固めて行うこと。

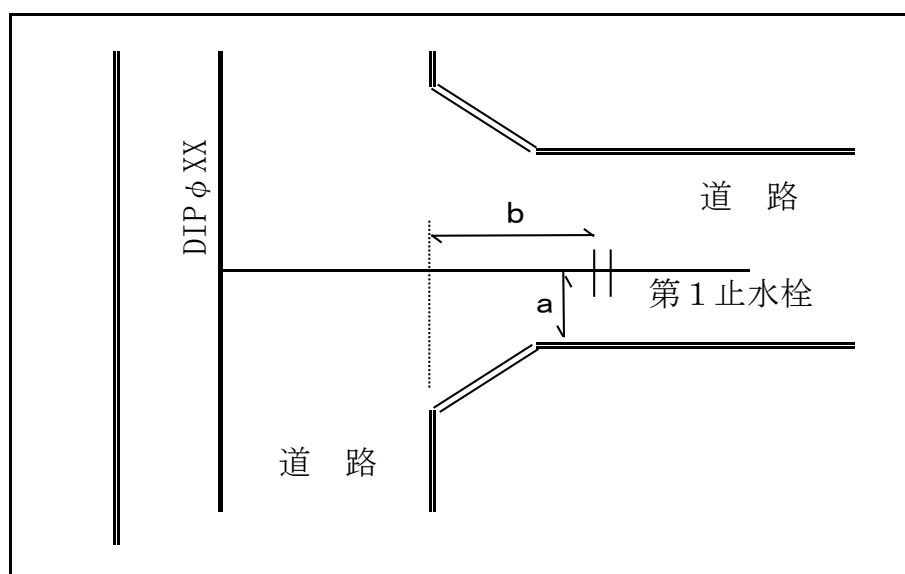
既設第1止水栓の移設及び高さ調整は引き込み替えを基本とする。

① 止水栓または仕切弁等を宅地内に設置する場合

止水栓位置は官民境界から民地側 0.5m を標準とする。なお、提出の図面には隣地境界線(a)及び前面道路（官民境界線）等(b)との距離並びに配水管の種別、口径を明記すること。



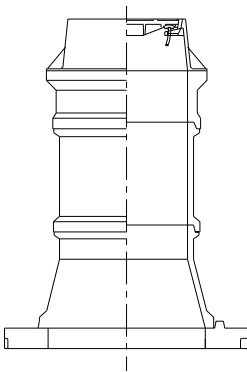
② 止水栓または仕切弁等を道路上に設置する場合



- ※ a、b 寸法並びに配水管の種別、口径を図面に記入すること。
- ※ 車輛等の輪荷重による直接の影響ができるだけ少ない位置とすること。

- ③ 第1 止水栓のボックスは、水道事業指定サイズのものを使用し、確実に開閉できるよう設置すること。φ25 以下の止水栓は止水栓ボックス（車道に設置する場合は舗道用ボックス）、φ40、50 青銅ソフト弁は舗道用ボックスまたは仕切弁ボックス（円形 1 号）、仕切弁は仕切弁ボックス（円形 1 号または 2 号）の使用を基本とする。据付けに関しては直接給水管等に荷重がかからないよう据付け前に突き固めた後、位置を定めスラブを敷き、ボックス蓋が地上と凹凸のないよう周りを十分突き固めること。

仕切弁ボックス標準図

		円形2号	円形1号
	仕切弁鉄蓋	35F型	25F 型
	仕切弁レジン	35-150A型	25-150A 型
	仕切弁レジン	35-300B型	25-300B 型
	仕切弁レジン	35-300C型	25-300C 型
仕切弁レジン	スラブ (60)	スラブ (60)	

- ④ 第1 止水栓の止水栓止めは、特に必要と認められる理由があれば、水道事業の指示する誓約書を提出の上認める場合がある。なお、この給水装置に係る一切の維持管理は申込者が行うと共に、止水栓には閉栓キャップ、プラグ等を設置し、無断使用を防止すること。また、分水栓づまりが生じた際には申込者の負担によりこれを復旧すること。

(2) 第2 止水栓

- ① ユニオン式のφ50 以下のメータを取り付ける場合には、メータの1 次側に、第2 止水栓（横型伸縮甲型止水栓）を設けること。なお、伸縮止水栓は十分伸ばした状態で接合しておくこと。

受水槽式のφ50 以上のメータを取り付ける場合は、メータの1 次側に止水栓（青銅ソフト仕切弁）または仕切弁を設けること。

- ② φ40 以上のメータの場合、メータ 2 次側に止水栓または仕切弁を設けること。ただし、メータ取替作業に支障（管内水の逆流等）がな

い範囲でメータ 2 次側に他の止水栓（バルブ等）がある場合は省略することができる。

(3) その他

維持管理上、止水栓、バルブ等が必要とされる場合は下記のとおりとする。

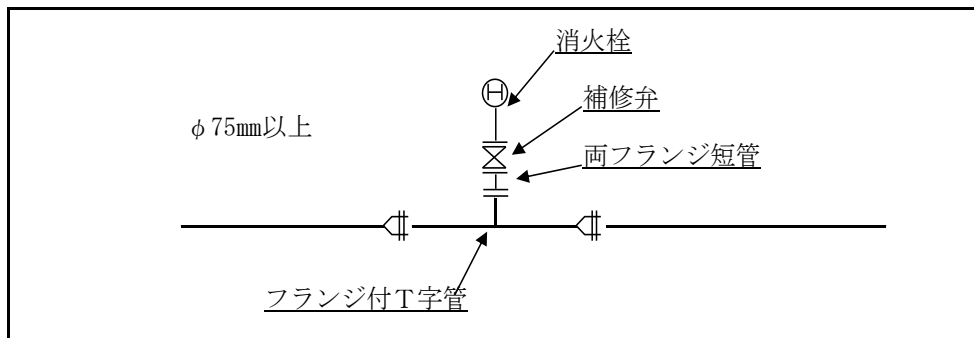
- ① 3階以上へ給水する場合のメータ 2 次側
- ② 石垣、水路等で露出配管となる場合、露出手前の埋設部分
- ③ その他、水道事業の指示する箇所

5. 消火栓等の設置

消防水利の基準による消火栓の設置位置は、消防及び水道事業の指示する公道上を原則とする。設置方法は、下図のとおりとする。

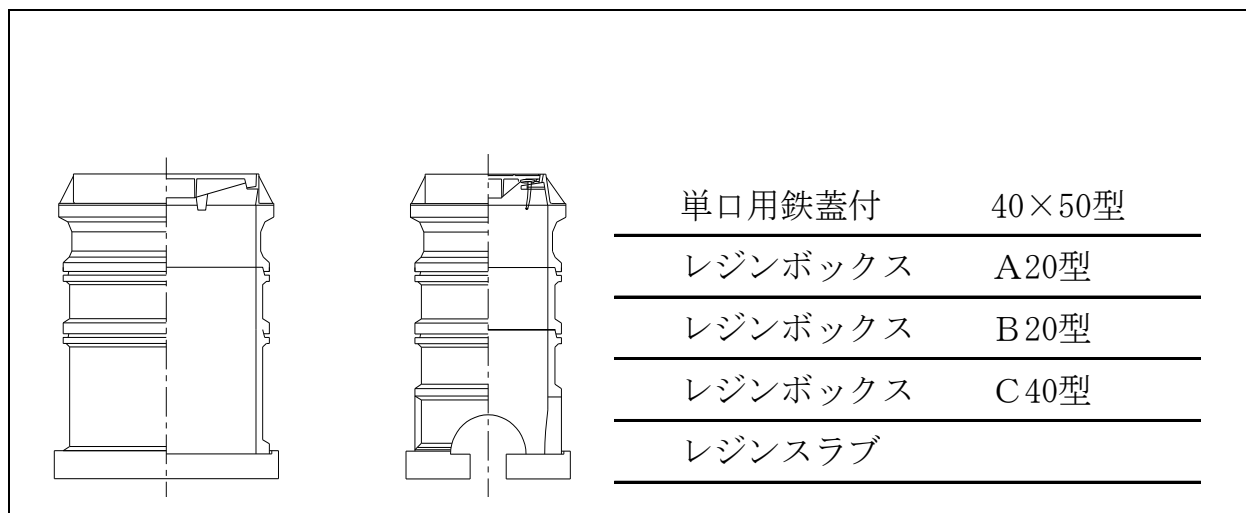
消火栓等のフランジボルトと締めつけは、片締めにならないよう注意し、グラウンドの締めつけは適度に行うこと。

消火栓設置方法



- ① 私設消火栓を設置する場合、メータは設置しない。私設消火栓は、消防または消防の演習の場合のほか、使用してはならない。消防の演習に使用するときには、事前に届出をおこない、市職員の立会のもと使用すること。
- ② 空気弁設置方法は消火栓と同等とする。
- ③ 消火栓ボックス、空気弁ボックスは、水道事業指定サイズのものを使用し、確実に開閉できるよう設置すること。据付けに関しては直接配水管等に荷重のかからないよう据付け前に突き固めた後、位置を定めスラブを敷き、ボックス蓋が地上と凹凸のないよう周りを十分突き固めること。

消火栓及び空気弁ボックス標準図



※消火栓及び空気弁最高部の高さは、蓋上面より 200mm 下がりを目安とする。

6. メータの設置

新設・全部改造工事において、メータボックスは新設を基本とする。

(1) メータ及びメータボックスの設置

① 設置場所

メータは、次に定める場所に設置することを基本とする。

- (a) 給水装置所有者（使用者）の敷地内（宅地内）であること。
- (b) メータが水平に設置できる場所であること。
- (c) メータは配水管等から分岐した地点に最も近い屋外（建物、門、塀、柵、石垣、シャッター、その他構築物の外側）とし、かつ道路または通路上から検針及び取替等がいつでも（不在でも）容易に行える場所であること。

また、ガレージ等の場合は、車が入庫中でも検針、点検等が可能な位置であること。

- (d) メータは第1止水栓から 5m以内（給水管の延長）とすること。ただし、検針等を考慮し、5mを超えて設置する場合は、管理区分の誓約書（様式第5号）を提出すること。

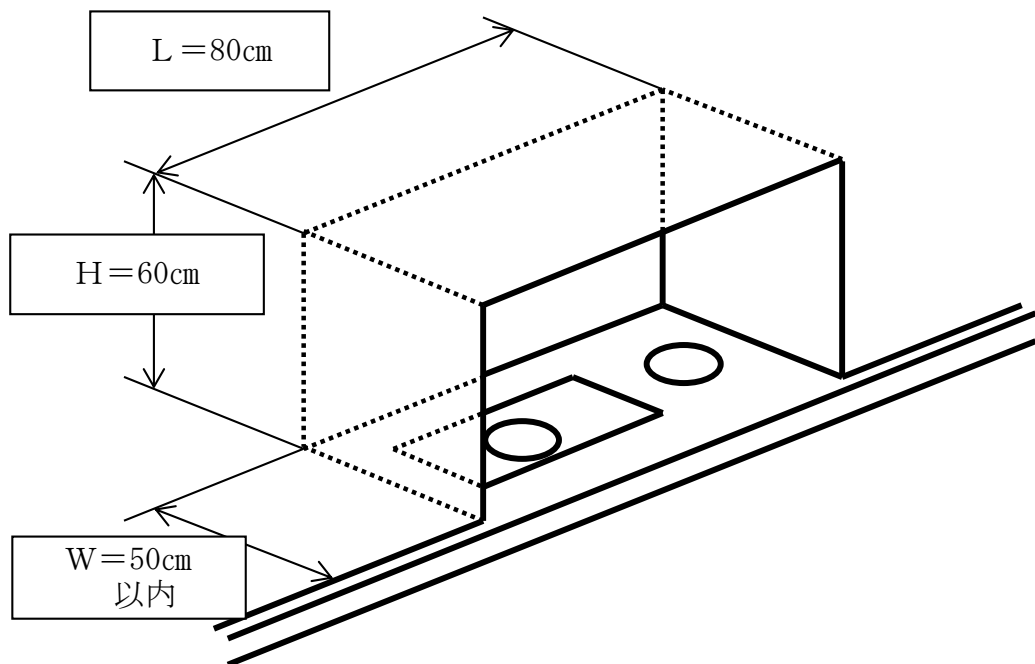
② 設置環境

- (a) 便所の汲取口、浄化槽、汚水桝等不衛生な場所の周囲でない常に乾燥した場所であること。
- (b) 炊事場、洗濯場、暗い場所または諸物の置き易い場所でないこと。
- (c) 店舗等の場合は、営業時に陳列台その他商品等の下敷きとなるおそれのない場所であること。
- (d) 道路敷でないこと。

- (e) 私道または敷地内であっても、車輛等の重量物の通行する場所でないこと。
- (f) メータが汚染、損傷、埋没、点検障害等のおそれのない場所であること。
- (g) 前項の基準によりがたい時は、必ず事前にその旨を申し出て、水道事業の指示を受けること。

③ 設置場所の確保

- (a) ①の基準に適合する場所にメータ設置のためのスペースを確保すること。
- (b) 玄関の前や空地部分がない場合等で、やむを得ずブロック塀等の切り抜き（トンネル状）によりメータを設置する場合のスペースの確保は、高さ $H=60\text{cm}$ 以上、幅 $L=80\text{cm}$ 以上、奥行 $W=50\text{cm}$ 以内とする。



- (c) 適当な設置場所が確保されない場合は、当該給水装置の施工を留保するものとする。なお留保期間は30日間とし、これを経過してもなお設置場所を確保しないときは、当該給水装置工事の承認を行わないものとする。

④ メータボックスの設置

- (a) メータ口径に適合した所定のボックスを使用すること。

(P.8 表Ⅱ-1 参照)

- (b) ずれ、沈下等が生じないように、ボックスの下部には砕石を敷いて十分突き固め、レンガあるいは底板を設置し、その上にメータボックスを据え付けること。
- (c) メータボックスは水の溜らない構造とすること。
- (d) メータボックスは、ボックスの上部が地表面と同一高さになるよう設置し、内部に雨水等が流入しないようにすること。ただし、植込等に設置する場合は、ボックス上部を地盤面より 10cm 以上高くすること。
- (e) メータ口径 $\phi 50$ 以上の場合は、メータ本体下部に必ずコンクリートまたはブロック等にて支持台を設けること。また、メータ口径 $\phi 40$ 以下であっても、メータ周りの配管がたわむ場合は支持台等を設けること。(P. 76 参考資料 図-3 参照)
- (f) ユニオン式メータ口径 $\phi 50$ 以下のメータボックスの据え付けは、原則横置きとし、手前からの開きとすること。
- (g) フランジ式のメータ口径 $\phi 50$ 以上は遠隔指示方式の設置を基本とするので、伝送線管 (VP 管等) 及び積算計収納ボックス (SUS 製、樹脂製等) を申込者において設けると共に、適正な維持管理を行うものとし、万一損傷した場合は申込者 (所有者、使用者等) において修復するものとする。ただし、メータ口径 $\phi 40$ 以下の場合でも、水道事業の指示する給水対象物については上記と同様とする。
- (h) 寒冷地にあつては、寒冷地仕様のメータボックスを設置する等の対策を講じること。
- (i) その他、メータ設置については P. 60 以降の参考図を参照すること。
 - ・ ユニオン式のメータ口径 $\phi 50$ 以下については (図-1) を基本とする。ただし、 $\phi 40 \cdot 50$ の給水引き込みについては (図-2) とし、メータ 2 次側にも止水栓等を設けること。
 - ・ フランジ式のメータ口径 $\phi 50$ 以上 $\phi 100$ 以下については (図-3) を基本とする。
 - ・ メータ口径 $\phi 150$ 以上については (図-3) を基本に別途水道事業と協議し、水道事業の指示するところとする。

(2) メータ設置基準の特例措置

- ① 1 つの給水対象物であっても、構造上及び利用上独立して使用し、また、独立した部分の利用者が異なる区画 (店舗・事務所・共同住宅・長屋等) に給水装置を設ける場合は、1 系統の給水引き込み管とし、それぞれの区画ごとに 1 個のメータを設置することができる。

ただし、2 世帯住宅等の場合は、入り口、または玄関が 1 つでも世帯ごとに生活上不可欠な部分 (風呂・便所・台所・洗面・洗濯・給湯)

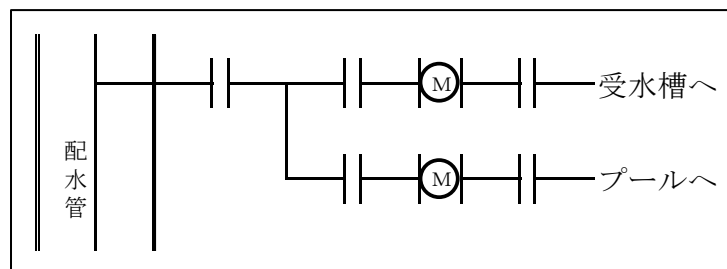
が独立して有り、2世帯住宅と水道事業が判断するものについては、1引き込み2メータとすることができる。また、2宅地を1宅地として使用し既設引き込みが2箇所となった場合、2世帯住宅として使用するのであれば2引き込みを認める場合がある。

- ② 設置するメータは、受水槽以降に設置する「水道供給に関する協定書」締結前の子メータを除き水道事業貸与メータとして扱うが、一般用以外の用途で年間を通じ、使用期間が短い等水道事業において特に指定する給水対象物等へ設置されるメータについて、申込者（所有者、使用者）にて私設メータとして購入、設置、取替（計量法に基づく検定満期による取替含む）をさせることがある。また、維持管理については申込者が適正に行うものとする。なお、本私設メータをもって料金算定メータとするので、メータの機種、型式、製造メーカー等の選定にあたっては、水道事業と協議し、その指示に従うこと。

（例）各学校等におけるプール用専用メータの他、特に管理者が指定する用途における給水対象物等

- ③ 水道水が飲用として適さない水に変質するおそれがあると認められる場合（給水管の布設延長が極端に長い、使用量について季節的に極端な差異が予想される、水道の使用頻度が低い等）は、特例措置として飲料水用と区別するメータを別に設置することができる。

（例）プールが設けられた学校等における給水装置。ただし、配水管等（市配水管）の能力上、直結給水することに支障があり、一旦受水槽を経由し給水するものにあつては、プール休止中等における、管内滞留水が飲用系統管に流入しないよう、申込者（所有者、使用者）及び関係者は、万全の安全対策並びに水道施設及び水質の管理を行わなければならない。



7. 配管

給水装置工事に使用する材料は、P.6（Ⅱ. 2. 給水装置の材料及び器具）のとおりとし、使用場所及び現地状況（土質、気温等）に最も適した材料を選定する必要がある。工法、材料については、下記に定める事項のほか、メーカーの仕様によるものとする。

(1) 給水管の埋設

給水管の土かぶりは、下表を基本とする。

種別	埋設深さ	備考
国府道	1.2m以上	
市道	0.8m以上	里道－0.6m以上
私道	0.8m以上	車輛通行のない場合 φ75以上 0.8m以上 φ50以下 0.6m以上 一般車輛の通る共同道路は公道に準じる。
宅地内	0.3m以上	φ40以上は0.6m以上

埋戻しは、砕砂その他の給水管に悪影響を与えない材料を使用すること。また、障害物等のためやむを得ず埋設深さをとれない場合は、道路管理者等と協議のうえ、道路管理者の指示する深さ及び指示する保護工等を施すこと。

(2) 分水栓～メータまでの使用材料

① 引き込み管の使用材料は下表を基本とする。

口径	管種	
φ13～φ25	PP（1種2層管）	
φ40	HIVP	VLP(SGP-VB白管に防食テープ巻) WVLP
φ50	HIVP-RR	
φ75以上	DIP-GX	

交通量の多い場合または重量物の通過するおそれのある場合、その他特別な事情がある場合等は管理者においてその使用を特に指定することがある。

② 第1止水栓からメータまでの使用材料は下表を基本とする。

口径	管 種
φ13～φ25	HIVP
φ40～φ50	HIVP , VLP (SGP-VB白管に防食テープ巻) , WVLP
φ75	DIP-GX , HIVP-RR
φ100以上	DIP-GX , HIVP-RR

- ③ ダクティル鑄鉄管は、GX形内面粉体塗装の使用を基本とする。また、切断して使用する場合、甲切管の長さは0.7m以上、乙切管の長さは1.0m以上とすること。なお、異形管の切断使用は行わないこと。
軟弱地盤並びに、盛土部分等で不同沈下するおそれのある場所については、水道事業の指示する耐震管、伸縮可とう管を使用すること。
- ④ 水圧の作用によって離脱の起こりやすい箇所（曲管部、管端部等及びその異形管から直管1本分までの継ぎ手部）には、抜け出し防止用に特殊継手その他を使用するか、コンクリートで保護する等の適切な措置を講じること。
- ⑤ 水道事業の指示する場所には、伸縮可とう管を使用すること。
- ⑥ φ40以上のHIVPの場合、道路部から第1止水栓まではφ40はTS継手、φ50はRR継手を使用し、曲がり部分はバンド管を使用すること。ただし、国府道に埋設する場合はφ40についてもRR継手とすること。
- ⑦ 配管材料（接着剤、シール材等含む）の保管場所、方法については、変質、変形、変色等をおこさないよう、特に注意すること。

(3) 道路の配管

- ① 道路内に配管するものは、占用規則及び許可条件を遵守すること。
- ② 管の下端は不陸のない状態とし、管肌に碎石等が当たらないよう十分注意すること。
- ③ 他の埋設物及び構造物に近接する場合、原則としてその間隔を30cm以上確保すること。なお、間隔を確保できない場合は、水道事業と協議の上、対策を講じること。
特に漏水等で他の埋設管（ガス管、電線管等）に損傷を与えないよう十分配慮すること。
- ④ 配管は、分岐する側から宅地に向かって施工し、道路横断は宅地止水栓（仕切弁）まで、ほぼ直角で水平に配管すること。
- ⑤ 道路縦断で、歩車道の区別がある場所は歩道部分に布設すること。
- ⑥ 道路横断で、給水管がポリエチレン管の場合はP.60（参考資料図-1）によるサヤ管（ポリエチレン管）を設けるものとする。サヤ

管は、分水栓側並びに第1止水栓側等のテーパ継手箇所より間隔を30 cm程度離し、給水装置に無理な力が加わらないようにすると共に、両端に土砂等が入らないようビニルテープ巻きを行うこと。

- ⑦ 管の布設にあつては将来布設替、配管経路の変更等工事の必要性を生じる場所は避けること。
- ⑧ 障害物等により、配管に凸部が生じる場合は、適所に空気弁を設けること。
- ⑨ 水道事業の指示する適所に排水管及び排水弁を設けること。
- ⑩ 配水管・給水管全てに、埋設標識シートを設置すること。
- ⑪ $\phi 75$ 以上の施工基準は、河内長野市水道事業「水道工事仕様書」に準じるものとする。
- ⑫ 軌道下等の特殊構造物を横断または近接する場合の工法及び埋設深さ等は、事前に鉄道事業者と協議し、管に適切な保護工を施すこと。

(4) 宅地（敷地）内の配管

- ① 配管の使用材料は、建物構造及び設置環境等を考慮に入れた最適管種を使用すること。
- ② 給水管（メータ以降）の口径は $\phi 20$ 以上とし、メータ口径（分岐口径）と同等またはそれ以下であること。
ただし、既設引き込み管並びに止水栓、メータが $\phi 13$ の場合、新設・全部改造工事において、給水管口径は $\phi 20$ とすること。
その他、損失水頭等を考慮して水道事業の認めるものにあつては、一口径増とすることができる。
- ③ 給水管の布設位置は、汚染のおそれのある施設に近接しないこと。

8. 構造材質基準の適合

主任技術者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令【第6条】で定める基準に適合させるため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 逆流防止の措置

水が逆流する恐れのある場所においては、下記に掲げる逆流防止措置を講じること。

- ① 受水槽、プール等へ給水する場合は、吐水口からの落とし込みとし、吐水口空間は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第5条第1項】」に規定する基準によるものとする。
- ② 大便器には、ロータンクまたはハイタンクを設置し、給水管と直結しないこと。
直結式において、フラッシュバルブは使用しないこと。
- ③ ユニット器具等の特殊器具は、適切な逆流防止装置が施されていると認められる場合を除き、給水管と直結しないこと。

- ④ 特に下記に挙げる給水対象物については、逆止弁の設置等、逆流を防止できる措置を講じなければならない。ただし、逆止弁等では完全に逆流を防止できないと判断されるものについては、受水槽式とすること。

※ プール、公衆用トイレ及びそれに類するもの、ガソリンスタンド、洗車場、クリーニング店（取次店除く）、コインランドリー、医療関係等洗剤・薬品等に関係するもの、逆流する恐れのある器具等を設置する工場等

- ⑤ 逆止弁を使用する場合は、メータ2次側またはその他の適所とし、取替等点検できるものを使用すること。
- ⑥ 防火水槽及び消火水槽への給水装置は、原則として設けないこと。また、水槽等の内部を通過する配管も行わないこと。ただし、受水槽と同等の安全対策が行われていれば、この限りでない。

※ 防火水槽及び、消火水槽へ貯水する時は、付近の給水栓よりホースにて給水することを基本とする。

(2) 破壊防止の措置

- ① ウォーターハンマが生じるおそれがある場合は、器具の1次側の適所に減圧弁、流量調整器（弁）、エアチャンバ等を設置し、給水管の保護並びに付近にその影響を発生させない措置を講じること。

（例） 高水圧地区、受水槽式給水、プール等への給水
シングルレバー式水栓及び類似する器具等

- ② 軟弱地盤や構造物との取り合い部など地盤沈下のおそれのある箇所には、たわみ性の大きい伸縮継手を設けること。また、水管橋などの露出部や布設距離の長いビニル管等も温度変化による管の伸縮があるので、20m～30m間隔に伸縮継手を設けること。

(3) 凍結防止の措置

凍結のおそれのある場合は、防凍材料で被覆すること。

ビニル管の壁中配管並びに屋外立上がり等配管は、耐寒性能を有する給水装置を設置する、もしくは断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止の為の措置を講じること。（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第6条】）

特に、屋外での防凍材料の外表面はラッキングカバー（SUS、アルミ、樹脂製、テープ巻等）で被覆すること。ただし、直接日射、水滴等にさらされる箇所においては、金属製カバーで被覆するのが望ましい。

(4) 侵食防止の措置

- ① 酸またはアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、耐食性を有する材質の給水装置を設置する、もしくは防食材で被

覆する等による適切な侵食の防止のための措置を講じること。(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第4条第1項】)

- ② 金属管等の埋設にあたっては、特に腐食に注意し、WVLP管(内外面塩ビ被覆鋼管)及び防食継手等を使用すること。

また、DIP管の場合は、ポリエチレンスリーブ(粉体管記入品)を使用し、0.5~1.0m間隔にテープで固定すること。

- ③ 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置する、もしくは絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第4条第2項】)

- ④ 鉛レス青銅製合金 JIS H 5120 製品(KBニップル、ツギタシソケット(水栓ザルボ)、各種水栓類等)等と異種金属との接合箇所における継手(エルボ、ソケット等)は器具(異種金属)接続用継手を使用することが望ましい。

- ⑤ 赤水防止(腐食防止)

塩化ビニルライニング鋼管、ポリ粉体ライニング鋼管で配管する場合は、継手部分は管端コアまたは防食継手(コア挿入形、コア内蔵形、共用形)を使用することを基本とするが、液状ガスケット(ネジシール)と兼用の防食剤を塗布する場合は、接合面の水分、油分、ホコリ等を完全に除去した後行うものとし、通水は完全乾燥後(24時間後)に行うこと。

なお、外面のネジ部分の余り箇所、締めつけに伴う傷箇所にも防食剤を塗布すること。

- ⑥ 河川横断で上越しとなる場合、または石垣等で管を露出する場合は耐寒措置を施し、防食テープをハーフラップ巻きすると共に、振れ止め防止の措置を講じること。なお、必要に応じ、外面は金属板等で被覆すること。

(5) 水の汚染防止の措置

- ① 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第2条第1項】)

- ② 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第2条第2項】)

- ③ シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、または取り扱う施設に近接して設置しないこと。(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第2条第3項】)

- ④ 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、他の給水管ルートへ変更すること。やむを得ず設置する場合は

当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置する、もしくは、さや管等により適切な防護のための措置を講じること。(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令【第2条第4項】)

9. 通水及び自己検査等

主任技術者は、工事終了後、竣工図等の書類検査、及び現地検査により全体として給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。

- ① 給水管工事完了後は、管内の洗浄を十分に行うと共に、取付け器具（メータ含む）等に異物（接着剤、シール材、砂等）が混入していないか点検すること。
- ② 給水管及び給水器具等に漏水はないか点検、確認すること。
確認は水圧試験用ポンプ等にて行い、敷地内第1止水栓の2次側以降の場合は、水圧 1.0Mpa を 10 分以上保持すること。ただし、管理者が認める場所並びに給水対象物は、常圧により確認することができる。
- ③ 器具類（止水栓、メータ、給水栓、ボールタップ等）の取付け位置が正しく設置され、機能が正常に働くかどうかを点検すること。
- ④ 水質試験を行うこと。確認項目は下表のとおりとする。

項 目	判 定 基 準
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下
残留塩素（遊離塩素）	0.1mg/ℓ以上

- ⑤ 工事のため、一時取除いた物件は、原形に復旧すること。
- ⑥ 工具類や残材の点検を行い、次の工事に支障のないよう整備格納すること。
- ⑦ 竣工届並びに竣工図作成に必要な事項を記録すること。
- ⑧ 装置の使用並びに取扱い方法を、申込者（所有者）等に現地にて説明すること。
- ⑨ 掘削箇所の復旧については、特に許可条件に適合しているか確認すること。

VI. 市納金等関係

1. 手数料

手数料は次のとおりとする。

納入期日は、工事着工または納入期限の早い方の日までとする。

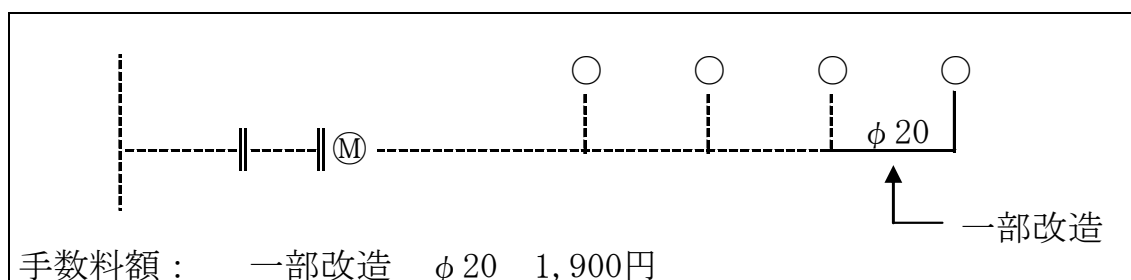
工事検査手数料（設計審査含む）1件につき

工事種別 給水管口径	分岐から第 1 止水栓まで	第 1 止水栓以降		その他の工事
		新設、全部改造	一部改造	
口径25mm以下	3,100円	3,100円	1,900円	1,900円
口径40mm及び50mm	3,900円	3,900円	2,700円	2,700円
口径75mm以上	9,400円	14,000円	7,800円	7,800円

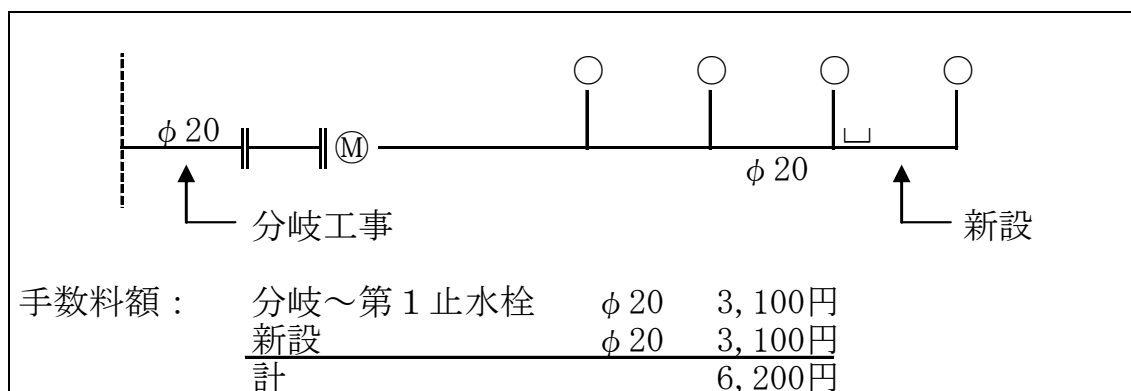
備考：手数料は工事種別ごとに算定するものとする。

(1) 手数料の積算例

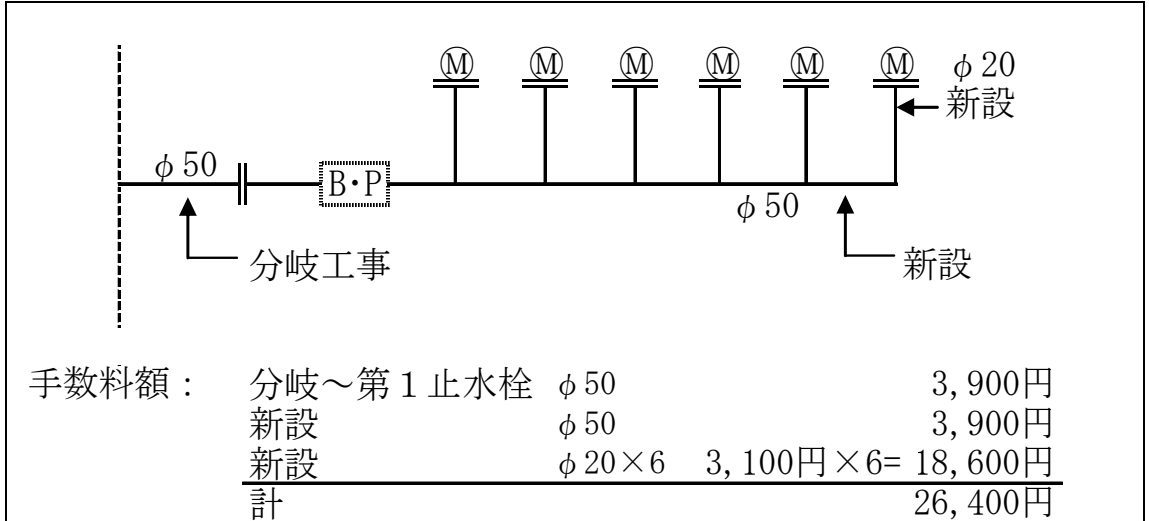
① 第 1 止水栓以降一部改造



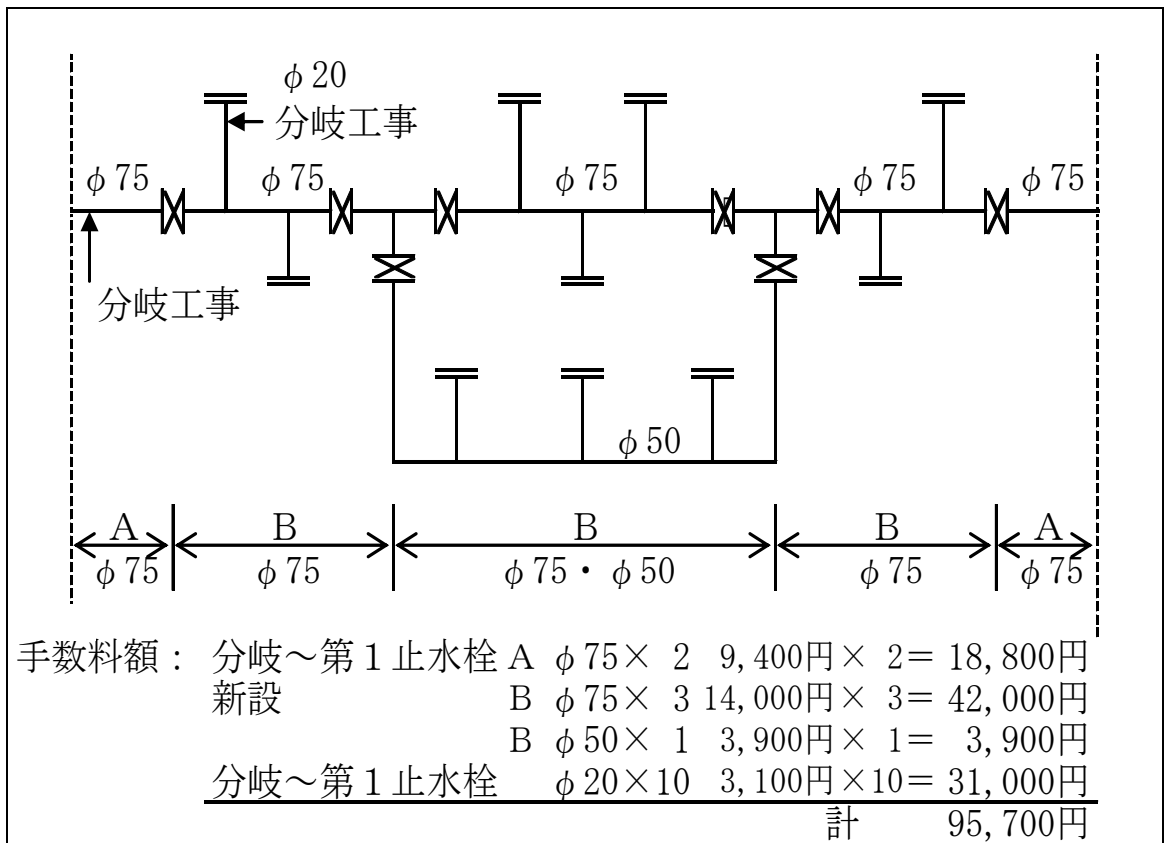
② 配水管等からの分岐工事を伴う新設



③ アパート（増圧式含む）引き込み管工事



④ 給水主管及び引き込み管工事



2. 分担金

納入期日は、工事着工または納入期限の早い方の日までとする。

メータ口径	分担金額(メータ1個につき)
φ 20以下	120,000円
φ 25	320,000円
φ 40	820,000円
φ 50	1,300,000円
φ 75	2,850,000円
φ 100	5,500,000円
φ 150	12,500,000円
φ 200	21,500,000円

※上記に消費税相当額を加算した金額とする。

〔受水槽を設置する共同住宅、ビル等の場合〕

1. 子メータを設置しない場合……………親メータ口径相当額
2. 子メータを設置する場合……………子メータ口径相当額×設置個数

附 記

この基準書は、平成4年2月1日から施行する。

附 記

この基準書は、平成10年4月1日から施行する。

附 記

この基準書は、平成11年4月1日から施行する。

附 記

この基準書は、平成23年4月1日から施行する。

附 記

この基準書は、平成26年4月1日から施行する。

附 記

この基準書は、平成28年4月1日から施行する。

附 記

この基準書は、令和6年4月1日から施行する。

改正前の給水装置に関する基準書の様式により作成した用紙等で残存するものについては、当分の間、所要の調整をした上、改正後の給水装置に関する基準書の様式により作成した用紙等として使用することができる。

参考資料等

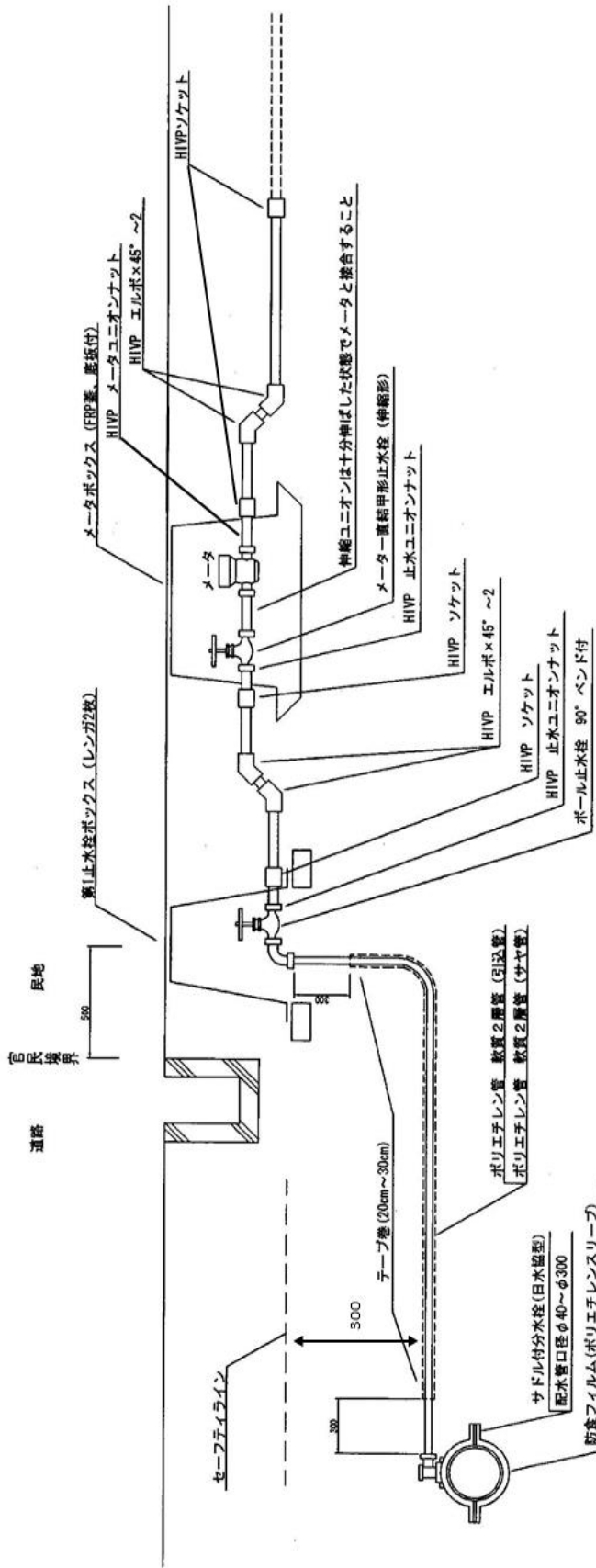
- 図-1 給水引込み管（分水栓～メータ周り）基本図（φ25以下）
- 図-2 給水引込み管（分水栓～第1止水栓）基本図（φ40、50）
- 図-3 メータ（φ50以上、φ100以下）室基本図
- 既設φ13を使用する場合のメーター周りの配管図

- 関係法令

様式一覧

- 様式第1号 給水装置工事申込書（兼給水装置台帳）
- 様式第2号 設計・竣工申込書
- 様式第3号 既設引き込み管使用承認願い
- 様式第4号 誓約書（水量、水圧低下承知書）
- 様式第5号 誓約書（管理区分）
- 様式第6号 誓約書（他人地、分岐）
- 様式第7号 （廃止）
- 様式第8号 国・府道路占用許可申請依頼書兼誓約書
- 様式第9号 （廃止）
- 様式第10号 市道給水管工事施工承認申請書
- 様式第11～13号 （廃止）
- 様式第14号 給水装置工事（穿孔）立会依頼書
- 様式第15号 上下水道開始・中止申請書
- 様式第16号 上水道臨時用開始・中止申請書
- その他① 願い書兼誓約書（使用しない引込管残置）
- その他② 願い書（既設給水設備使用）
- その他③ 給水分担金消滅申出書
- その他④ 止水栓止めの誓約書
- その他⑤ 願書兼誓約書（直結式給水）
- その他⑥ 届出書（所有権・分担金権利譲渡）
- その他⑦ 覚書（未移管物件）
- その他⑧ 誓約書（直圧スプリンクラー）
- その他⑨ 誓約書（非常用給水栓）

図-1 給水引込み管（分水栓～メータ周り）基本図（φ25以下）



1. 配水管等がCIP・DIPの場合は防食コアを必ず使用すること。
2. 分岐箇所は防食フィルムを巻き付けること。
3. 寒冷地にあつては、止水栓及びメータを保護するために、メータボックス内で防凍マット等の防凍措置を行うこと。
4. 逆流防止のため、逆止弁を設ける場合は、メータ2次側でメータユニオン付逆止弁(パネ式)とするか、単独のパネ式逆止弁を設けるものとする。ただし、逆止弁を設けた場合は必ずボックス(第1止水栓ボックスと同等品)を設けること。
5. 流量調整器(流量調整止水栓等)を設ける場合は、メータ2次側としボックス(第1止水栓ボックスと同等品)を設けること。

サヤ管の使用口径

引込管	サヤ管
φ13	φ40
φ20	
φ25	

図-2 給水引込み管(分水栓～第1止水栓)基本図(φ40, 50)

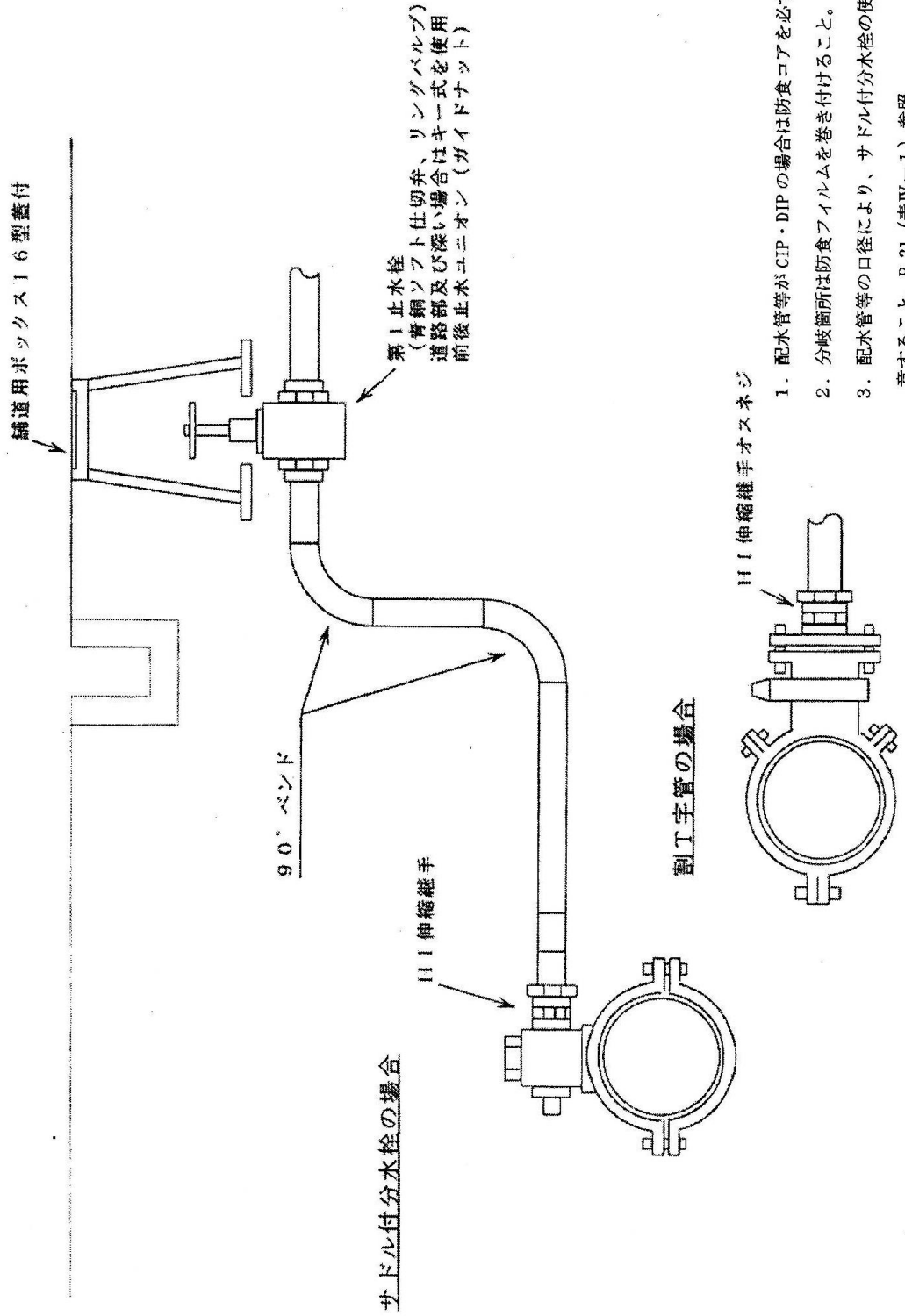
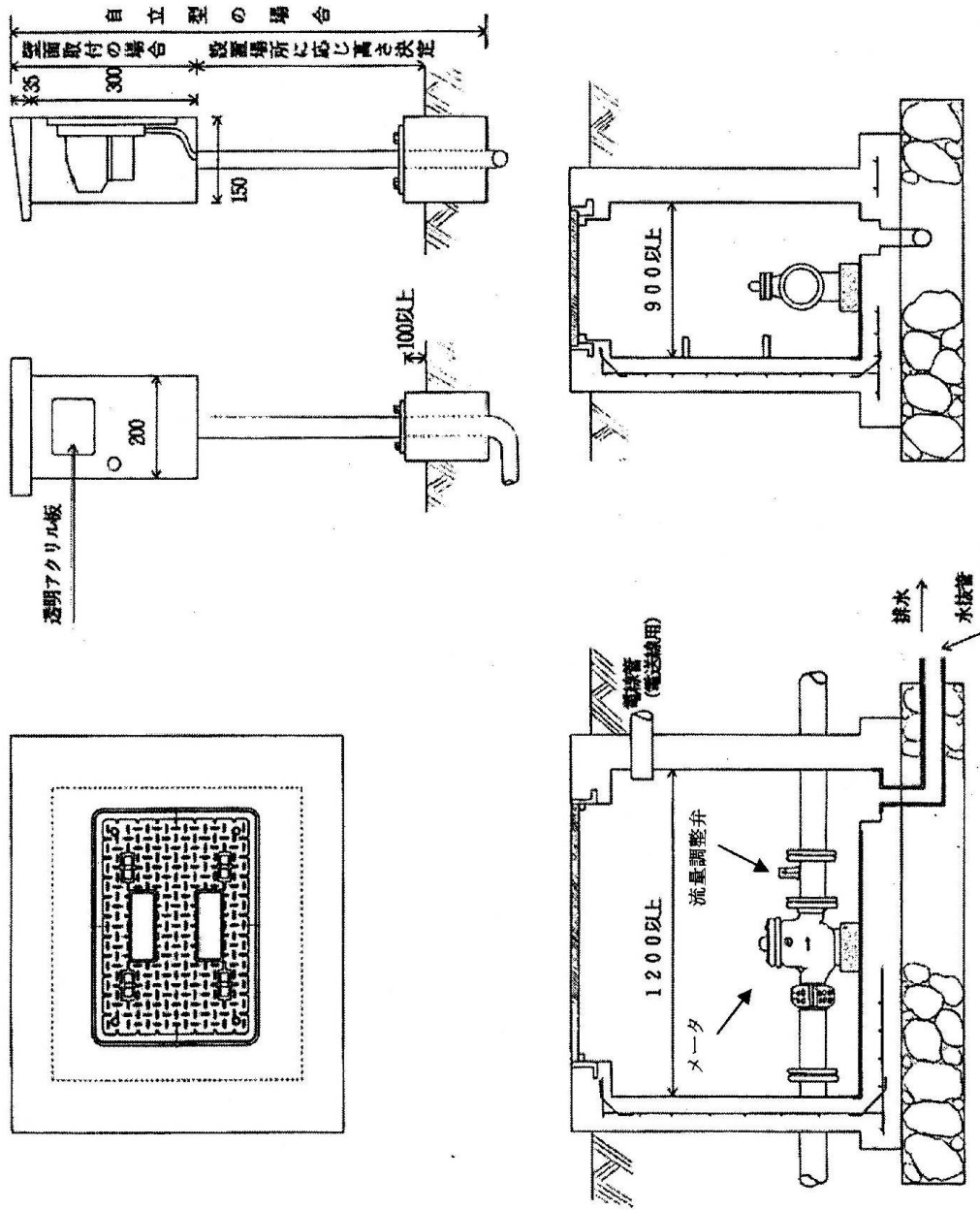


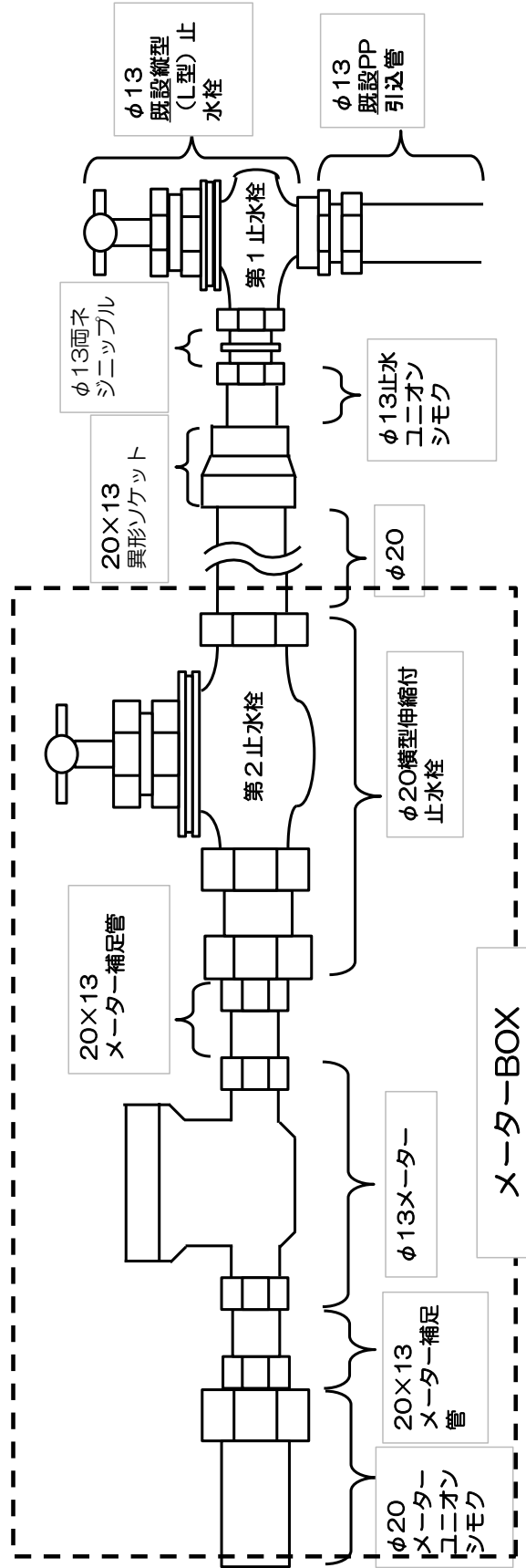
図-3 メータ(φ50以上、φ100以下)室基本図

- 積算計収納ボックス設置例
1. メータボックス設置場所は、歩道・車道以外の保守、点検の容易な位置でボックス上部は地盤面より10 cm以上あげたことを基本とすること。
 2. コンクリートボックス強度は、上部通過重量物に充分耐えられる構造(配筋、コンクリート強度、厚さ等)とすること。
 3. 取付メータは、自己発電式の伝送管(φ25以上)及び収納ボックスを設けること。
 4. ボックス底部に水抜き管(φ50以上)を設け、付近の排水溝等へ自然排水すること。

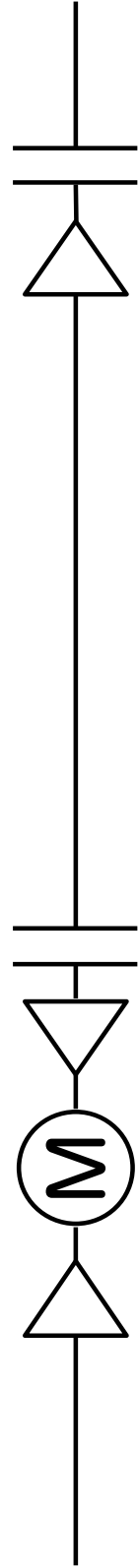


既設φ13を使用する場合のメーター周りの配管図

配管施工例



申請図面に使用する配管器材の表示記号



関係法令

○水道法 (法律第百七十七号)

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を営業者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営業者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(給水装置工事)

第十六条の二 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(指定の更新)

第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

○水道法施行令 (政令第三百三十六号)

(給水装置の構造及び材質の基準)

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。

二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置

にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

○水道法施行規則（厚生省令第四十五号）

（事業の運営の基準）

第三十六条 法第二十五条の八に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六 施行した給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

ロ 施行の場所

ハ 施行完了年月日

ニ 給水装置工事主任技術者の氏名

ホ 竣工図

へ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（省令第十四号）

（耐圧に関する基準）

第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

（浸出等に関する基準）

第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、環境大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置に

あつては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であつてはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第三条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第四条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置)に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具

(ハにおいて「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対する口の規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	三キロパスカル及び一・五メガパスカル	三キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

へ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第七条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

別表第一（第2条関係）

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.0003 mg/l 以下であること。	カドミウムの量に関して、 0.003 mg/l 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.00005 mg/l 以下であること。	水銀の量に関して、 0.0005 mg/l 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.001 mg/l 以下であること。	セレンの量に関して、 0.01 mg/l 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.001 mg/l 以下であること。	鉛の量に関して、 0.01 mg/l 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.001 mg/l 以下であること。	ヒ素の量に関して、 0.01 mg/l 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.002 mg/l 以下であること。	六価クロムの量に関して、 0.02 mg/l 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004 mg/l 以下であること。	0.04 mg/l 以下であること。
シアン化物イオン及	シアンの量に関して、 0.001 mg/l	シアンの量に関して、 0.01 mg/l

び塩化シアン	1 以下であること。	1 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一・〇mg/1 以下であること。	一〇mg/1 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、〇・〇八 mg/1 以下であること。	フッ素の量に関して、〇・八 mg/1 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、〇・一 mg/1 以下であること。	ホウ素の量に関して、一・〇mg/1 以下であること。
四塩化炭素	〇・〇〇〇二 mg/1 以下であること。	〇・〇〇二 mg/1 以下であること。
一・四—ジオキサン	〇・〇〇五 mg/1 以下であること。	〇・〇五 mg/1 以下であること。
シス—一・二—ジクロロエチレン及びトランス—一・二—ジクロロエチレン	〇・〇〇四 mg/1 以下であること。	〇・〇四 mg/1 以下であること。
ジクロロメタン	〇・〇〇二 mg/1 以下であること。	〇・〇二 mg/1 以下であること。
テトラクロロエチレン	〇・〇〇一 mg/1 以下であること。	〇・〇一 mg/1 以下であること。
トリクロロエチレン	〇・〇〇一 mg/1 以下であること。	〇・〇一 mg/1 以下であること。
ベンゼン	〇・〇〇一 mg/1 以下であること。	〇・〇一 mg/1 以下であること。
ホルムアルデヒド	〇・〇〇八 mg/1 以下であること。	〇・〇八 mg/1 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、〇・一 mg/1 以下であること。	亜鉛の量に関して、一・〇mg/1 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、〇・〇二 mg/1 以下であること。	アルミニウムの量に関して、〇・二 mg/1 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、〇・〇三 mg/1 以下であること。	鉄の量に関して、〇・三 mg/1 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、〇・一 mg/1 以下であること。	銅の量に関して、一・〇mg/1 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、二〇mg/1 以下であること。	ナトリウムの量に関して、二〇〇mg/1 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、〇・〇〇五 mg/1 以下であること。	マンガンの量に関して、〇・〇五 mg/1 以下であること。
塩化物イオン	二〇mg/1 以下であること。	二〇〇mg/1 以下であること。
蒸発残留物	五〇mg/1 以下であること。	五〇〇mg/1 以下であること。
陰イオン界面活性剤	〇・〇二 mg/1 以下であること。	〇・二 mg/1 以下であること。
非イオン界面活性剤	〇・〇〇五 mg/1 以下であること。	〇・〇二 mg/1 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五 mg/1 以下であること。	フェノールの量に換算して、〇・〇〇五 mg/1 以下であること。
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	〇・五 mg/1 以下であること。	三 mg/1 以下であること。

味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	○・五度以下であること。	五度以下であること。
濁度	○・二度以下であること。	二度以下であること。
一・二—ジクロロエタン	○・○○○四 mg/1 以下であること。	○・○○四 mg/1 以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、○・○一 mg/1 以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、○・○一 mg/1 以下であること。
エピクロロヒドリン	○・○一 mg/1 以下であること。	○・○一 mg/1 以下であること。
酢酸ビニル	○・○一 mg/1 以下であること。	○・○一 mg/1 以下であること。
スチレン	○・○○二 mg/1 以下であること。	○・○○二 mg/1 以下であること。
二・四—トルエンジアミン	○・○○二 mg/1 以下であること。	○・○○二 mg/1 以下であること。
二・六—トルエンジアミン	○・○○一 mg/1 以下であること。	○・○○一 mg/1 以下であること。
一・二—ブタジエン	○・○○一 mg/1 以下であること。	○・○○一 mg/1 以下であること。
一・三—ブタジエン	○・○○一 mg/1 以下であること。	○・○○一 mg/1 以下であること。
備考	<p>主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「○・○○一 mg/1」とあるのは「○・○○七 mg/1」と、亜鉛及びその化合物の項中「○・一 mg/1」とあるのは「○・九七 mg/1」と、銅及びその化合物の項中「○・一 mg/1」とあるのは「○・九八 mg/1」とする。</p>	

別表第二（第5条関係）

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
一三ミリメートル以下のもの	二五ミリメートル以上	二五ミリメートル以上
一三ミリメートルを超え二〇ミリメートル以下のもの	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
二〇ミリメートルを超え二五ミリメートル以下のもの	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上
備考	<p>1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。</p> <p>2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「二</p>	

五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。

別表第三（第5条関係）

区分		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	
近接壁の影響がない場合		(1.7×d+5) ミリメートル以上	
近接壁の影響がある場合	近接壁が一壁からの離れが(3×D) ミリメートル以下のもの	(3×d) ミリメートル以上	
		壁からの離れが(3×D) ミリメートルを超え(5×D) ミリメートル以下のもの	(2×d+5) ミリメートル以上
		壁からの離れが(5×D) ミリメートルを超えるもの	(1.7×d+5) ミリメートル以上
	近接壁が二壁からの離れが(4×D) ミリメートル以下のもの	(3.5×d) ミリメートル以上	
		壁からの離れが(4×D) ミリメートルを超え(6×D) ミリメートル以下のもの	(3×d) ミリメートル以上
		壁からの離れが(6×D) ミリメートルを超え(7×D) ミリメートル以下のもの	(2×d+5) ミリメートル以上
		壁からの離れが(7×D) ミリメートルを超えるもの	(1.7×d+5) ミリメートル以上
	備考		
1 D:吐水口の内径(単位 ミリメートル)			
d:有効開口の内径(単位 ミリメートル)			
2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。			
3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。			
4 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。			
5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。			

○民法 (法律第八十九号)

(隣地の使用)

第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕

二 境界標の調査又は境界に関する測量

三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切り取り

2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者(以下この条において「隣地使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

(継続的給付を受けるための設備の設置権等)

第二百十三條の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(以下この項及び次条第一項において「継続的給付」という。)を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。

2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害(前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く。)に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとにその償金を支払うことができる。

6 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に

応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

第二百十三条の三 分割によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみ設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。